

## 続・「『とはすがたり』の作者と遊義門院」

——「とはすがたり」異説 その二——

宮内 三二郎

宮内三二郎教授は、昭和五十年十月二十日、突如逝去された。

本稿は、故教授が、当紀要への投稿を予定して、中世文学会へ出発の直前まで執筆を続けられたものである。結論部は未完のままに残されたが、あえてここに遺稿ならびに略歴（末尾）を掲載し、御冥福を祈るものである。

研究紀要編集委員会

私はさきに『とはすがたり』の作者と遊義門院（「文学」昭五〇・五）で、「とはすがたり」に関する通説に違背する一つの仮説を提出したが、紙幅の制約があったため、多くのことを書き残したので、ここにそれを補足するとともに、所論の二、三の点について修正を施すこととする。

（二一三八）のような表記は、巻番号と岩波文庫本の章段番号を示す。また、

本稿で採用した本作品の記事内容の推定年時に関しては、『とはすがたり』年立の再編成（鹿大教紀要第二十六巻）および別の機会に発表する予定の、同論文の補正論文を参看していただきたい。

### 一、二条の初産児

本稿で補足したいと思う私の仮説の第一の要点は、

「とはすがたり」の作者二条は、文永七年七〇九月のころ、「雪のあけぼの」すなわち西園寺実兼の女子を生み、この女子は、同じころ後深草上皇正妃東二条院の生んだ皇女が生後間もなく死去したため、ひそかにその身代りとされた。これがのちの後宇多上皇妃遊義門院始子である。

というものである。「とはすがたり」の叙述の表面上では、二条の初産（後深草院皇子）は、父雅忠の没した年の翌年、すなわち文永十年七二二月であった（八一—二二〇）。しかし二条はこの時以前に、すでに実兼（雪のあけぼの）。以下「あけぼの」と略称する）の子を生んでいた、と思われる。

#### 1 「我があやまち」

二条にとっては、文永九十年の院皇子の懐妊と出産は、ふつうならば、まさに待望の吉事であったはずであるが、彼女の心は、はじめからとかく不安と憂悶に閉ざされ、出産後の遁世を思うほどであった（「ただにもなきなどおぼしめされて後は、ことにあはれどもかけさせおはしますさま、なにもいつまで草の、とのみおぼゆるに」八一—二二〇）。「た

だとして、世の常の身になりて……六趣をいづる身ともがなとのみおぼえつつ」(二〇〇)。

また、出産前後の諸儀は、院の皇子の出生にしては、また太政大臣久我通光を祖父とし、大納言雅忠を父とし、雅忠の死後は、母方の祖父四条大納言隆親や叔父善勝寺大納言隆顕を後見者とする歴とした出自の二条の出生にしては、形ばかりの、ひそやかなものであったし(二二〇)、皇子は、生後は「人知れず」叔父隆顕のもとで育てられ、翌年のこの皇子の夭折は、二条の「あやまち」のむくいとして、いわば予感されていたかのように描かれている(二六六)。

……をばの京極殿、御つかひとておはしなど、心ばかりはひしめく。……皇子誕生と申すべきにや、ことゆゑなくなりぬるはめでたけれど、それにつけても我があやまちの行くすゑいかならんと、いまはじめたる事のやうにいとあさましきに、御はかせなど忍びたるさまながら、御験者のろくなど、ことごとしからぬさまに、隆顕ぞさたし侍る(二二二)▽

さてもこぞいでき給ひし御方、人しれず隆顕のいとなみぐさにておはせしが、この程御なやみときくも、身のあやまちの行くすゑ、はかばかしからじと思ひもあへず……露とともに消えはて給ひぬときけば、かねて思ひまうけにし事なれども、あへなくあさましき心のうち、おろかならむや(二六六)▽

作者がこの辺りの記事でたびたび筆にする「我があやまち」・「身のあやまち」とは、何をさすのであろうか。それは表面的には、二条が、皇子懐妊中の文永九年十月十二月に、「有明の月」(仁和寺准后法助。これを「あけぼの」すなわち実兼とみていた通説は誤りであった。前掲拙稿、参照)と密通したこと(一八〇二一、二二三)をさしているように見え、事実、その記事(二〇〇)にも「我があやまち」が云々されている。

しかしこの「あやまち」は、皇子懐妊時をもとより、出産時にもまたその後にも、院の知るところとはなっていないのであるから(この程は御おとづれのなきも、我があやまちのそらにしらぬるにやとあむぜらるるをりふし、『……』など、つねよりもこまやかにて、この暮にむかへに給ふべきよしみゆれば……)(二〇〇)▽、出産時の諸儀式が「忍びたるさま」・「ことごとしからぬさま」であったり、皇子が「人しれず」隆顕に養育されることになったりした原因ではあり得ない。またこの場合は、二条は杞憂とわかつて安堵したわけであるが、前記の「あやまち」は、皇子の出生と死に直接結びついて反復反省され(皇子たんじやうと申すべきにや、……それにつけても我があやまちの行くすゑ……)／「御なやみときくも、身のあやまちの行くすゑ……」、深刻な悔恨と危惧をともなっている。

それは、「有明の月」との間におかした「あやまち」(次節で詳述するが、それはむしろそれ以前の或る「あやまち」に起因する第二の「あやまち」である)とは別の、皇子懐妊以前(文永九年五月以前)におかした「あやまち」であったに相違ない。(二七〇)▽の、つぎのような一文は、そのことを裏づけている。

……つゆきえはて給ひし御事ののちは、人のとが、身のあやましも心うく、なに心なくうちあみ給ひし御面影の、たがふ所なくおはせしを、忍びつつ出で給ひて、「いとこそ、かがみのかげにたがはざりけれ」など申しうけたまはりしものをなどおぼゆるより、かなしき事のみ思ひつづけられて……

この一文によれば、院はひそかにこの皇子に對面し、それがまさしく自分に似ており、自分の子であることを確かめ得てよるこんだわけで、そのことは、逆に言えば、院が、この皇子を懐妊する文永九年五月ごろ以前の——したがって「有明の月」との初度の密会(文永九年十月)以

前の——二条の素行について、或る疑惑を抱いていたことを示している。そして、作者がここでまたしても「人のとが、身のあやまり」を云々しているのは、院の疑惑が単なる漠然とした無根拠の疑惑ではなかったことを証拠立てていると思われる。

そして、この「人のとが、身のあやまり」は、それが院の目をぬすんでの単なる情事、の程度にとどまるものであったにしては、出家を思うほどの二条の悔恨や憂悶——それは後見者としての父を失った心細さや、良心の苛責、というようなものとは性質を異にする——は、深刻にすぎる感じがする。

思うに、この「人のとが、身のあやまり」は、院（および「有明の月」）以外の或る人物と自分との単なる一度や二度の情交をいうのではなくて、その情交の結果として、二人の間に子どもができてしまったことをさすのではなからうか。そしてその子は、表面上は院の子として生れたけれども、面だちが院に似ておらず（あるいは院以外の或る人物に似ており）、そのことが院の疑惑の因となっていたのではなからうか。

似る似ないの問題を別にしても、院はそのころ二条の相手異性として、或る人物すなわち西園寺実兼を意識していた。

八一—二八・二九∨の、後深草院の嵯峨大宮院御所御幸・院と前斎宮との情事（建治元年<sup>七五</sup>）の記事中に、酒宴での院らの盃のやりとり場面が、

……御所の御さかづきを給はりて実兼にさす。さしやうなるとて隆頭にゆづる。思ひざしはちからなしとて実兼。そののち隆頭。

……「この御さかづきは給ふべし」とて、御所にまゐりて、「実兼は傾城のおもひざししつる、うらやましくや」とて、隆頭に給ふ。と描かれている。

「あけぼの」すなわち実兼は、二条が院の妾となる以前（文永七年あ

るいはそれ以前の年の正月以前）から、すでに二条に言い寄っていたのであるから（『昨日の雪も、今日よりはあとふみつけん行くすゑ』など書きて御文あり）／＼契りおきし心の末のかはらずばひとりかたしけ夜半のさごろも」八一—二∨、文永九年の皇子懐妊以前に二条が接した院以外の人物といえは、この実兼を措いて他にはなかったであろう（有明の月）も早くから二条に文をかよせたりしていたが八一—四、彼が二条にはじめて接したのは、前述のように二条の皇子懐妊以後の文永九年十月であった。また、八一—五九∨に、「さしも新枕ともいひぬべく、かたみに浅からざりし心ざしの人……」と記された二条と「あけぼの」（実兼）との「新枕」（これは、八一—一八）にいう「有明の月」との「心の外的新枕」をさすのではないことは、前稿で述べたとおりである）は、作品の表面には伏せられているけれども、「あけぼの」が「有明の月」と二条との間を取り持った文永九年九、十月以前のことであったことは明らかである。

さらに、建治元年<sup>七五</sup>年末のことを記していると思われる八一—三二∨の、

……こよひは東の御方まゐり給ふべきけしきの見ゆれば……局へすべりたりしほどに、如法、夜ふかしとてうへぐちにたたずむ。世の中のおそろしき、いかがとは思へども、この程はとかくつもりぬる日かずいはるるも、ことわりならずしもおぼゆれば、しのびつつ、つぼねへいれて、あけぬさきにおきわかれしは……

という院御所内の局での、院の隙をぬすんでの「あけぼの」との一夜を記した一節は、二人の情交がこの建治元年よりもかなり久しい以前からのものであったことを物語っている。

## 2 「有明の月」と二条

八一—一八∨によれば、「有明の月」（以下、「有明」と略称する）は、文

永九年七月二十日、院の目をおそれながらも、「あけぼの」の手引きで（後述、参照）、乳母の家にいた二条のもとに忍びこんでついに思いを遂げたのであったが、この時の二条の態度には、すこし腑に落ちないものがある（もちろん、作者の表現を通して感ぜられるところをいうのであるが）。彼女は、院の皇子を懐妊していることを理由に情交を拒みながらも、「御心ざしあらば、のちせの山の後には」と出産後には体を許してもいいようなことを言い、拒否の仕方、あくまで拒みとおすというほどではなかった（「例の心よはきは、いなともいひつよりえでいたれば……」。——「例の心よはきは」とは、二条がこれに似た場面を、前に、有明とは別の人物との間で経験していることを思わせる。また、きぬぎぬには彼女は、はや名残り惜しきをおぼえ（「夜ふかくいで給ふも、名残をのこすこちして」）、文の返事には、「帰るさのたもとほしらずおもかげは袖の涙にありあけのそら」と詠みおくっている。この時の彼女のこのような態度に、彼女が後見者たる父雅忠に死なれたことや、先引の、「ただとくして、世の常の身になりて、……六趣をいづる身ともがなとのみおぼえつつ」△二〇▽という言葉を考え合せると、彼女は、出産後の自分の身のふり方について、有明に何かを期待するところがあったのではないか、とも思われてくる。

他方、この夜の有明もまた、いやしくも院の寵妾でしかも皇子を懐妊中の二条に対して、きわめて不謹慎な態度や言動をとっている。彼は、「かかる御身のほどなれば、つゆ御うしろめたきふるまひあるまじきを、年月の心の色をただのどかにいひかせん」と「心きよく誓」っておきながら、結局その誓いを破って、彼女をものにしていたのであって、院を一応は憚りながらも、二条に対しては、何か弱味につけ入るような厚かましき、強引さが感じられる。

彼はその翌日も忍んできて、もはや情人気取りで家人にかくれて二条

に寄り添っていたが、彼女が「しる物」が好物だと知って、

かしこくこよひまゐりてけり。御わたりのをりは、もろこしまでも  
白き色をたづね侍らむ△一九▽

と言ったという。この「御わたりのをりは……」という一句はきわめて重要である。当時としては、女が男の家に「わたる」とは、単なる訪問・往来ではなく、永続的な来嫁・同棲を意味していたと考えなければなるまい（「……もろこしまでも……たづね侍らむ」という言葉にしても、△同棲の上は……▽という含みが感ぜられる）。

これは、のちに有明が二条に向って、  
おなじ心だにもあらば、こきすみぞめの袂になりつつ、ふかき山に  
こもりゐて、いくほどなきこの世にもおもはでも△二四〇▽  
身のいたづらにならむもいかがせむ。さらば片山里のしばの庵のす  
みかにこそ△三一六三▽

と誘ったのと全く同様の意味に解すべきであって、有明はすでにこの文永九年に、二条を、単なる一時的な情事の相手としてでなく、今後の自分の生活の伴侶として、今すぐにも自分の住居に迎えるつもりでいたわけである。

このように、文永九年における有明の二条に対する態度には、後深草院女房（妾）としての彼女の行く末を見越していたらしいところがあった。この有明すなわち仁和寺先代御室法助（作者のいう「大御室」）は、かの二年前の文永七年七月九月の、東二条院の御産の際には、御産御祈の如法愛染王法の大阿闍梨として、産所近くに伺候しており、後深草院は女院の容態の悪いことを憂慮して、彼を近くへ呼び入れ、「かなふまじき御けしきに見えさせ給ふ。いかがし侍るべき」と問いかけたりした△一一七▽。

院ときわめて親密な間柄にあった法助（この点については、別稿『と



はずがたり』の作者と『有明の月』を参照していただきたい)は、私が前稿(『とはずがたり』の作者と遊義門院)で推測したような(その要点は、本稿本章(二)の冒頭に記した)、この時の女院の御産にかかわる諸秘密を、おそらく関知していたのであろう。彼もまた余人と同様、二条が生み、東二条院所生の後深草院皇女とされた女兒の実父が西園寺実兼であったことには、おそらく気づいてはいなかったであろうが、後深草院がとつた処置や、二条が東二条院に排斥されるようになった原因、またしたがって彼女が院御所に居辛いような立場に追いこまれていた事情については、よく承知していたであらう。

他方、おそらく彼は文永七年以前から、後深草院が時折り二条を文の使いとして彼のもとへつかわしたりしているうちに、彼女にはげしく心を惹かれるようになっていたのであろう(「……御つかひに参るをりも、いひいだしなどし給へども……」この後、すこし心にかかり給ふこちして御つかひにまゐるも、すすましくて、御物がたりの返事も、うちのどまりて申すに……」△二四〇▽。——これは建治元年七二ごろのこととして記されているものではあるが、院と法助との古くからの親密な関係や、二条が四歳の時から御所に上って院に寵愛されていたことを考えると、むしろこれは、彼女が院の妾となる以前から引きつづいていたことだったのではないかと思われる。法助は文永七年(またはそれ以前の年)の正月に、二条が院の妾となったことを聞くと、さつそくそれを怨じた文を彼女におくっており(「ひるつかた、思ひよらぬ人のふみあり。見れば、『今よりや思ひぎえなん一かたに煙のすゑのなびきはてなば。これまでこそつれなきいのちもながらへて侍りつれ。今は何事をか』などあり」△一四▽)、彼女もまたこの法助に心を残していた(「思ひきえなん夕煙、一かたにいつしか、なびきぬ」としられんも、あまり色なくやなど思ひわづらひて……」△五▽)。「十日ばか

り、かくて侍りし程に、よがれなくみたまつるにも、けぶりのすゑ、いかがとなほも心にかかるぞ、うたてある心なりし」△六▽)。

彼は、二条が院のものとなつてしまったことに失望して、一旦は諦めてはいたものの、文永七年九月の出来事以後、二条の境遇が変り、ことに同九年七月に彼女が後見者たる父雅忠を失うに至るや、自分の願望の叶えられる可能性、彼女を今後の自分の生活の伴侶として院からもらい受け、添い遂げるといふことの可能性(二条の同意さえ得られるならば)を見出し、事情を知る実兼(法助は実兼の父公相の従兄弟である。またもともと実兼と二条は、実兼の祖母、北山准后貞子につながる縁者同志でもあつた)に手引きを依頼して、二条説得の挙に出たのであろう。

(なお、建治元年三月に、有明は後深草院御所に伺候し、その時はじめて二条に思ひのほどを打ち明けたことになっているが△二一三七▽、これは、そうではなくて、二条のもらい受け方を院に願ひ出たものであつたらう、と私は推測している)。

### 3 「雪のあけぼの」と二条

文永九年十月に、有明と二条との間を橋渡ししたのは、「あけぼの」(実兼)であつた(前稿、参照)。同七年(あるいはそれ以前の年)の正月に、二条に、「昨日の雪も、今日よりはあとふみつけん行くすゑ」。「つばさこそ重ぬることのかなはずと着てだになれよ鶴の毛ごろも」。「契りおきし心の末のかはらずばひとりかたしけ夜半のさごろも」△一二▽、などと書きおくれた実兼、「さしも新枕ともいひぬべく、かたみに浅からざりし心ざしの人」△三一五九▽と呼ばれた彼が、自分以外の人物を熱心に二条に引き合わせるという、この文永九年の、二条に対してとつた彼の態度や仕打ち△一六一八▽は、彼自身と二条との間柄が、むしろすでにかなり熱の冷めたものとなつていた(すくなくと

も「あけぼの」の側では）ことを思わせるが、それはまた、二人の「新枕」が、この文永九年よりかなり以前のことであったということ、またその時以後、同九年までの間に、実兼のあのような態度や仕打ちの遠因となったような、なんらかの特異な事態が生じたことを暗示していると思われる。

というのは、実兼は文永九年以後も二条に對して、或る意味ではきわめて誠実で親密な態度をとりつづけたのであって、彼が有明を二条にとりもったのは、愛情の冷却・「渡りに舟」的な他人への譲渡（または押しつけ、責任のがれ）というような、ありきたりの動機によるものではなかったろうからである。

その、実兼と二条との間柄の変化の原因となった事態とは、やはり実兼がひそかに二条に迫ってこれと通じ、二人の間に子が生れたという事態、さらには、そのことよって、その子をめぐって院と彼ら二人との間に生じたなんらかの事態であつたらう。

前稿でも触れたように、作者は、△五—一三〇▽の遊義門院（文永七年生）との邂逅の記事中で、実兼の子息菊亭兼季の姿に、「左衛門督などが、実兼は文永六年<sup>一</sup>六九（二十一歳。権中納言）の十月九日、亡祖父実氏の服喪を終えて出仕し、十二月七日に左衛門督に兼任された（文永八年三月、権大納言にすすんだのにもなつて左衛門督を解かれた）。また作者は、△三—六二▽で、文永七年十月の後嵯峨法皇宸筆御八講の折のことを回想して、「うらやましくもかへる波かなとおぼゆるに」と記した。

これらの諸点からして、私は次のように推測したい。  
 実兼は、文永六年、亡祖父の服喪を終えて出仕しはじめたころ（十月九日）から、左衛門督に兼任された（十二月七日）前後のころまでの間の或る時点で、二条にひそかに通じて懐妊させた。あたかもその同じこ

ろ、東二条院が後深草院の胤を懐胎した。後深草院は、女院と二条との、このほとんど時期を同じくする懐妊に、或る疑念を抱いたことである。

やがて二人は翌年九月、前後して女子を出産した。女院の生んだ皇女は日ならずして早世したが、院はこれを秘し、二条の生んだ女児をその身代りに立てた。院としては、皇女は側腹のそれであるよりも、正妃所生のそれであること（特に西園寺家を背景とする東二条院の所生であること）が、今後にとって必要であつた（これは、天皇領莊園の伝領名儀人の問題にかかわる。詳しくは次章（二三）を参照されたい）。

二条は、自分の生んだ女児を、女院所生の皇女の身代りとして、院に引き取られてしまったが、その後もしばらくは、やがてまた院の皇男子を生む日の来ることを期待していたであらう。閏九月を経た十月の後嵯峨法皇宸筆御八講のころには、「一門の光となりもやする」△四—八八▽との希望にみちていたであらうし、（△三—六二▽、参照）、またその後も、そのような若さの矜りとまた多少の驕りの気持で、院御所内でふるまい、女院御所にも出入して、我が子に親しく接したりもしていたのであらう△五—一三〇▽。

しかしやがてそのことが東二条院（二条よりは二十歳以上も年長で、文永七年の皇女出産時にはすでに三十九歳であつた。したがつてもはこの後皇子を生む見込みはなかった）の不興を買い、排斥を受ける因となり△一—二七△三〇▽、後深草院は依然二条を寵してこれを庇いながらも、女院を憚るところがあつたらしく△三〇▽、また二条に對しても心底にはなお疑惑をとどめていたようである△二九▽、彼女自身も内心の自責と女院の排斥との板挟みに苦しみ、加えて文永九年八月、院の胤を懐妊中に頼みの父大納言雅忠の死に遭つたのちは△一—一〇△一五▽、失意を深め、出産後の出仕辞退・出家を思うほどになつた△二〇▽。そし

て、そのころ、かねて彼女にはげしく懸想していた有明すなわち仁和寺  
准后法助が、実兼の手引きで、彼女の前に姿を現わしたのであった（一  
八以下）。

#### 4 「たびかさなるちぎり」

二条の生んだ女兒が、東二条院所生の後深草院の皇女の身代りに仕立  
てられたであろう、という推測を直接証拠立てるような記録史料は、も  
とより全く見当らない（前稿で指摘したように、「続群書類従」所収の「御産  
御祈目録」には、文永七年の東二条院所生の皇女が、生後間もなく死亡したこと  
を思わせる諸記事があり、しかも、「吉統記」等という文永八年正月八日に立親  
王の儀のあった「新院姫宮」は、右の皇女を指すとみるほかはない。したがって  
ここに身代り皇女の立てられた可能性が見出される。直接的とは言えないにして  
も、これが記録に検出される唯一の証拠である）。

しかし、本作品によれば、これとほとんど全く同様のことが、たしか  
に一度起っている。すなわち、△三一・六三・六四▽によれば、二条が生  
んだ有明の男児が、同じころ後深草院の側妻の一人が死産した子の身代  
りに立てられ、院の皇子とされている（この皇子は、のちの征夷大将軍久明  
親王であると思われる。これについては、別稿『とはすがたり』の作者と『有  
明の月』で詳論した）。

そして作者は、院がとつたこの処置について、

あさからぬ御心ざしはうれしき物から、むかし物がたりめきて、よ  
そにきかんちぎりも、うかりしふしの、ただにてもなくて、たびかさ  
なるちぎりも悲しくおもひゐたるに……△六三▽

……色かはりゆく御ことにやとおぼゆるも、我がとがならぬあや  
まりも、たびかさなれば御ことわりにおぼえて……△六六▽  
と記している。つまり作者二条は、院に対して、「我がとがならぬあや

まり」を、「たびかさな」っておかし、「よそにきかんちぎり」（母子の  
縁が絶たれ、我が子を他人の子としてよそに見聞きするという憂き目）  
を「たびかさな」って経験させられたわけである。

「たびかさなる」とは、すくなくとも二回、またはそれ以上の「あや  
まち」や「ちぎり」をいうに相違ないが、作品の表面上からすれば、  
△三一・六三・六四▽の、建治二（三）年の場合よりも以前に二条が経験し  
た「あやまち」や「よそにきかんちぎり」とは、△一一・一八△二五▽に  
記された文永九年（同十一年）における、有明を相手人物とする二条の情  
事・懐妊・出産・生児の処置、であるとみるほかはない。

ところが、この△一一・一八△二五▽の場合は、院は二条の懐妊を、自  
分の胤を宿したものと信じており（多少の疑念は持たらしく書かれて  
はいるが（むば玉の夢にぞみつるさ夜衣あらぬ袂をかさねけりとは。さ  
だかにみつるゆめもがな）△二三▽）、また出産は流産であったとして  
報告されているのであるから（「このあかつき、はやおろし給ひぬ……  
……など奏しける」△二五▽）、前掲△六六▽の、「色かはりゆく御ことに  
やとおぼゆるも、我がとがならぬあやまりもたびかさなれば、御ことわ  
りにおぼえて……」という言葉にはあてはまらないことになる。

したがって、「たびかさなる」という言葉が事実どおりを言ったもの  
であるかぎり、二条は、建治二（三）年△六三・六四▽以前に、また文  
永九（十一年）△一八△二五▽の場合以外に、もう一つの「あやまり」を  
おかし、もう一つの「よそにきかんちぎり」を経験したのでなければな  
らない。

#### 5 「あけぼの」の子

私は前稿で△一一・一六△二五▽（△一七▽・△二二▽を除く）の記事  
内容を分析して、そこに叙述された文永九年十月（同十一年九月）の、二

条の密通・懐妊・出産の相手人物は、従来それと受け取られていた「あけぼの」(実兼)ではなく、「あけぼの」に取り持ちを依頼した有明であることを論じた。

しかし、それはあくまでも作品のこの箇所を読み取り方、解釈の仕方の問題、またしたがって本作品の、作品上の問題として論じたのであって、作品以前の素材事実がそうであったと主張したのではなかった(本作品の創作的性格を考慮に入れるならば、表現内容は必ずしも素材事実を事実どおりに語っているとは言えないだろうからである)。

そこで、この△一六〇二五〇、特に△一八〇二五〇の表現内容の素材とされた作者自身の体験事実、はたしてどのようなものであったかを探求してみることとする。

まず△一八〇二五〇の、二条・有明の密通の記事は、△一四〇一七〇の、「文永九年八月三日」△一四〇の父雅忠の死(史実どおり)の前後の記事、特に△一六〇の、中陰に籠っていた二条を、「あけぼの」がたずねてきた、という記事を直接承けており、記事の運びにもならぬ自然さがみられないので、事実をほぼ事実どおりに叙述したものと考えてよからう。すなわち、文永九年八月、後深草院の皇子を懐妊中に父を失った二条は、十月、実兼(「あけぼの」)の取り持ちによる有明の強引な要求に屈して、有明と通じ、同年十二月にも醍醐の眞願房の庵室で有明に接したとみられる。(△一二〇に記された翌文永十年二月の院の皇子の出生、および△二六〇に記された翌十一年十月の同皇子の夭折も、事実そのとおりであったろう)。

だがつぎに△二三〇二五〇の、二条の情事・懐妊・出産の記事は、前後の記事(△一二〇と△二六〇)との接続関係に或るあいまいな、不審の点がみられ、そこに語られた二条の懐妊・出産の時期に関して、その事実性に疑問が感ぜられる。

△二三〇は、文永十年の院皇子出生を述べた△一二〇に引きつづいて、「しはすには……しはすの月をしるべに……」と書き出されているのであるから、その点からすれば、ここに述べられた二条と有明との密会(この時彼女は懐妊した)は、文永十年十二月のことであったことになる。

しかし、△一二〇から△二三〇への文章のつづき工合を吟味してみると、△二三〇は、文永十年二月十日の出産時の模様を叙し、

……いつしか、隆頭沙汰して、御つるうち、いししの事までかずかみゆるにつけても

と書いてきて、すぐそのあとへ、  
あはれ、ことは夢ざたにて年もくれぬるにこそ。

とつづけて記している。このつづけ工合は、内容的にいつて、きわめてぎこちなく、不自然である。しかも、さらにそれにつづけて、

はれがましくわびしかりしはゆめのきすゆつちよろづの人に身をいたして見せしこそ神のりやうもさしあたりてはよしなき程におぼえ侍しか。

という皆目意味不明の一文があつて、そこから△二三〇の「しはすには……」へつづくのである。原文が現存写本にあるとおりのものであつたかどうかは、知る由もないが、いずれにしても△一二〇と△二三〇との間には、叙述の内容上にも形態上にも、或る断層が感ぜられる。

つぎに、△二五〇と△二六〇との接続にも、記事内容の年時の点で矛盾がある。

△二五〇の、文永十一年の九月二十日ごろの出産(「九月」廿日あまりのあけぼのより……)の記事は、

……百日過ぎて御所さまへはまゐるべしとてあれば、つくづくともりゐたれば……

とあって、つぎの△二六▽の、

さてもございでき給ひし御かた、……神無月のはじめの八日にや……消えはて給ひぬときけば……

という十月八日の皇子夭折の記事につづくのであって、そのかぎりでは、記事内容の接続の仕方は自然である。同段△二六▽の末尾に、

……又ふる年もくれなんとする頃、いといたう召しあれば、さすがにすてはてぬ世なれば参りぬ。

とあるのも、△二五▽の「百日すぎて御所さまへはまゐるべし……」を承けて、文永十一年の年末に、産穢の期間を終って出仕したことをいっただけのことと解することができるように見える（ただしこれについてはなおあとで述べる）。

ところが、この△二六▽には、右の皇子夭折の記事と年末出仕の記事との間に、

……この秋のころにや、……後院の別当などおかるるも御面目なしとて、太上天皇のせんじを天下へ返しまゐらせて……鎌倉よりなだめ申して、東の御かたの御はらの若宮、位に給ひぬれば……

という記事がはさまっている。「この秋のころにや」は、文脈上は、すぐ下の「後院の別当……」にかかるのではなく、「鎌倉よりなだめ申して」以下にかかるのであるが、後深草院が太上天皇の称号等の返上を申し出たのは建治元年（文永十一年の翌年）の四月であり、その「若宮」熈仁親王が東宮に立ったのは、同年十一月であったから（後院別当設置は文永十年五月）（『続史愚抄』）、その次に記された二条の再出仕も建治元年末のことであったことになり、出産も同年九月であったことになる。

これは、作者の記憶の錯乱によるものかとも思われるが、二条の再出仕の時期に関しては、それによって説明できない問題がある。

すなわち、二条の出産の年が、文永十一年と建治元年のいずれであったにせよ、出産日の九月二十日ごろから百カ日といえ、翌年正月早々これが当るのであって、年末では百日に満たないのである。

したがって、△二六▽の末尾に、「又ふる年もくれなんとする頃」と述べられた二条の出仕は、△二五▽の末尾の「百日すぎて御所さまへはまゐるべし……」に示唆されている出産後百カ日すぎたの出仕には結びつかず、出産↓（百日後の出仕）↓（退出）↓再出仕という、記事には記されていない経過を考えなければならなくなる。

これでは△二五▽と△二六▽は、同一年中のことを記すものではないことになり、「この秋のころにや」という表現や、△二五▽から△二六▽への記事内容の時間的連続性（九月二十日ごろの出産↓十月八日の皇子夭折）と矛盾する。（この問題は、私の仮説にとつての、一つのきわめて重要な根拠を含んでいるものであって、あとでもう一度とりあげるが、さし当り次の点を指摘しておく。△九月二十日ごろに出産・百日すぎて年末に出仕▽、ということが有り得るのは、或る特別の年、すなわち九月から十二月までの間に閏月があつて、九月二十日ごろから年末までに百日余をかぞえることのできる年にかぎるのである。そして、文永・建治年間を通じて、そのような年が一回だけ有つた。それは文永七年（閏九月）である。）

以上のように、△二二▽と△二三▽との間、また△二五▽と△二六▽との間には、記事内容の時期の点で、或る不連続乃至断層がみられる。言い代えると、△二三▽二五▽は、記事内容の時期の点で、前後の章段とよく接続しておらず、いわば、別の箇所の記事をこの箇所割り込ませてむりに前後をつないだような感がある。

思うに、△二三・二四・二五▽の記事内容すなわち二条の密会・懐妊・出産は、作者の体験事実としては、△二二▽と△二六▽の記事内容

(皇子の出生と、翌年のその夭折)の時期である文永十一年(または文永十一年(建治元年)のことではなく、或る別な時期のことだったのであって、その事実上の時期を臆化するために、作品構成上、作爲的にこの箇所を叙述することとされたのではなからうか。

このことは、△二三・二四・二五△の記事内容を別の方面から検討することによっても裏づけられるように思う。

まず、△二三△の冒頭に、

しはすには……しはすの月をしるべに、又思ひたちて、夜もすがらかたらふほどに、やもめがらすのうかれごゑなど、おもふ程に、あけすぎぬるもはしたなしとてとどまりぬ給ふも……

とあるが、「又思ひたちて」「二条と」「夜もすがらかたら」った人物は、一体誰であったというのであろうか。

それは、「とどまりぬ給ふ」という敬語からすれば、△一八△二二△に記された二条の密通の相手人物(「給ふ」を常用されていた)すなわち有明であったということにならう。

しかし、実はそれは「あけぼの」であったともとれるのである。△一八△の有明との情事の一と月前のことを記す△一六△には、「あけぼの」が二条を訪ねて一夜を語り明かしたことが、

……なが月の十日あまりの月をしるべに、たづね入りたり。……泣きみ笑ひみよすがらいふ程に、あけ行くかねのきこゆるこそ、げに逢ふ人からの秋の夜は、言葉のこりて鳥なきにけり。

と書かれている。この文章と、前掲の△二三△の文章とのいちじるしい類似は、わざわざ指摘するまでもないであろうが、△二三△の「又思ひたちて」の「又」は、この△一六△の「あけぼの」の来訪を承けたものであると考えることができよう。

また、△二三△では、「給ふ」を用いた同じ人物のことを、「そばなる

人、おなじさまに見たるよしをかたるこそ……」と敬語抜きでも書いているが、およそ作者は、この△二三△の場合を除いては、有明に対して「給ふ」等の敬語表現を欠いたことはただの一度もなく、他方、「あけぼの」に対しては、敬語抜きで書くことが多く、また「る」「らる」を用いることはあっても、「給ふ」は絶対に用いない(ただし、実兼に対しては、巻五の「大政入道殿」の場合のほかに、△三十七△で「大夫御簾に参りたまふなりけり」と一回だけ用いている。この点、前稿を訂正したい)。したがって、これも作者が読者に対して、この△二三△の人物を、「あけぼの」とも「有明」ともつかぬ形で示そうとしたものであろうと思われる。

要するに、△二三△は、△一八△二二△の、文永九年十月十二月の有明・二条の情事の記事の後を承けている、とは必ずしも断定はできないのである。

つぎに、△二四△の記事についても、これと同様のことが言える。△二四△は△二三△を承けて、翌年二月の懐妊の自覚と、六月の着帯に關してのいきさつを述べたもので、ここに登場する二条の相手人物は、敬語、特に「給ふ」が一切用いられていないことや、つぎの△二五△の出産の記事との關係からして、「あけぼの」であることはたしかである。それゆえ、二条の懐妊の相手人物が有明であったとすれば、「あけぼの」は、二条の懐妊に氣づいて、あわてて二条と有明のために、後深草院への対策を講じたわけである。

ところが、ここには一つのいぶかしい記述がある。

……六月七日、「さとへいでよ」と、しきりにいはるれば、なに事ぞと思ひて出でたれば、帯をてづから用意して、「……」といはるるぞ……

と記されたつぎに、

三日は、ことさら、れいのかくれあられたりしかば、十日にはまる

り待るべきにてありしを……

とあって、これを表面的に読めば、「あけぼの」が六月七日に帯を持ってきて、その後三日間、二条のもとにひそかに逗留したものと受けとらざるを得ないが、よく考えてみると、そのころ、「れいのかくれぬられたりしかば」というようなふるまいをしていたのは、「あけぼの」ではなく有明であったはずで、「こよひはいたくふかさでおはしたるさへ、そらおそろしく……」△一九▽/「かくしつづ、あまた夜もかさなれば、心にしむふしおぼえて……」△二〇▽/「そばなるつまどを、忍びてうちたたく人あり。『あやし、たそ』といふに、おはしたるなりけり。……明け行けども、起きもあがられず、なれがほなるも、なべてそらおそろしけれども、けふはひぐらし、くこんにてくれぬ。あくればさのみもとて、かへられしに……」△二一▽/「……あけすぎぬるも、はしたなしとて、とどまり給ふも、そらおそろしきこちしなから……」△二三▽、作者自身も一方ではこの人物を有明として書いたのだと思われる。

つまり作者は、ここでも「あけぼの」と有明を、いわば重ね合わせて書いているわけである。

つぎに、△二五▽の、九月二十日ごろの出産前後の記事をみると、前稿でくわしく分析したとおり、二条の産褥のかたわらには、「あけぼの」と有明の二人が居合せたのであって、いろいろ手配りしたり、二条を介抱したり、産後も居残って経過を見届けたりしたのは「あけぼの」であり、生児を抱きとって連れ去り、その後人目もはばからずに夜な夜なかよってきたりしたのは有明であったように書かれている。

そして、そこからすれば、生れた女兒の父親、またしたがって△二三▽の二条の密会の相手人物は、やはり有明だったのであって、「あけぼの」は、行きがかり上、この出産に深く介入して、その始末をつけてやった

にすぎない、と思われる。

ところが、作者は、この点を、△二一五一▽の、二条母子の対面の記事でみずからくつがえしてしまふ。これについては前稿で詳論したので再述を避けるが、△五一▽は、△二五▽を承けているにもかかわらず（そのことは、母子対面を予告する△五〇▽の記事によって明らかである）、二条が対面した女兒は、明らかに「あけぼの」すなわち実兼の子として書かれているのである。

それゆえ、この△五一▽の記事からすれば、△二三▽二五▽の二条の密通・懐妊・出産の相手人物は、有明ではなく「あけぼの」であったことになる。

この明白なディレムマは、私の解釈が陥ったディレムマではなく、作品の叙述自体に含まれているディレムマである。というのは、作者は、△五一▽の直前の△五〇▽の、母子対面を予告する記事においても、なお依然として、女兒の父親が有明であったかのような書き方をしているからである。

日たかくなるに、また雪のあけぼのより、むばらきりたりし人の文あり。なごりなどかきてのち、「さても、夢のやうなりし人、そののちは面影も知らぬ事にてあれば……」などあり。……

というのがそれであって、前稿で述べたように、「むばらきりたりし人」云々は、後人の注記などではなく、原文どおりであるとみるべきで、それは、△一八▽で、使いの者が茨を切り払って作った「御かよひぢ」を通じて二条の寝所へ忍びこんできた人物すなわち有明を指すのであり、一文の意味は要するに、△「雪のあけぼの」が、有明の文を送って寄越した▽、というところにあるだろう。これは、△三三▽二五▽で、二条の懐妊・出産の相手人物すなわち女兒の父親を、「あけぼの」でもあり、また有明でもあるように、二人を重ね合せた形で描いたのと全く同

一の筆法である。結局、作者はここで、この奇異な叙述法に終止符を打つ意味で、「むばらきりたりし人」を唐突に点出したのであろう。

以上述べてきた二つの問題点——△二三〜二五▽は、記事内容の時期の点で、別の箇所の記事を△二二▽と△二六▽との間に割りこませた、いわば挿入記事であるように思われることと、△二三〜二五▽における二条の懐妊・出産の相手人物が、「あけぼの」でもあり、また「有明」でもあるような、奇異な叙述の仕方がなされており、△五一▽でそれが結局「あけぼの」であったことになっているということ、したがって逆に、△二三〜二五▽は、やはり「あけぼの」を相手人物とする懐妊・出産を描いた記事であろうということ——を考え合わせると、つぎのような結論が生ずる。

一、△二三〜二五▽に記された二条の懐妊・出産は、前後の記事との関係からすれば、文永十一年（または文永十一年建治元年）のこととなるのであるが、これは、時期の点から言えば、虚構記事であって、事実上は右の時期には二条の懐妊・出産は無かつたであらう。（註）

二、△二三〜二五▽は、素材事実（作者の体験事実）としては、文永十一年建治元年とは別の時期における、「あけぼの」（実兼）を相手人物とする懐妊・出産を記したものであって、この相手人物（というよりも二人の間に生れた女兒）の正体を秘匿または臆化するために、それが、文永九年に二条と関係を結んだ△一八〜二一▽もう一人の愛人「有明の月」を相手人物とする懐妊・出産であつたかのように、作品の上で装つたのであろう。

そして、叙述に当っては、建治二（または三）年二月十一月の、有明を相手人物とする懐妊・出産△三一五七〜六四▽の経験を取り入れたであらう。引用は割愛するが、△二三▽と△五八▽とにおける、後深草院

や二条の見た夢についての記述や、△二五▽と△六四▽とにおける出産前後の状況の記述が、相互にきわめて類似している（また、△二三▽・△二五▽に比べて、△五八▽・△六四▽は、記事が簡略で、いわば二番煎じの観を呈している）のは、このことに由るのであろう。

それでは、作品の上で文永十一年（または文永十一年建治元年）のこととして記された、「あけぼの」（実兼）を相手人物とする二条の懐妊・出産は、事実としては何時のことであつたらうか。

その出産が、文永七年九月十八日の東二条院の皇女出産とほぼ同じころであり、したがって懐胎は同六年十二月のころであつたらうことは前稿で述べたところであるが、そのことを傍証する記述が△二五・二六▽に見出される。

既述のように、△二五▽と△二六▽によれば、二条は九月「廿日あまり」のころ出産し、「百日すぎて」、「ふる年もくれなんとする頃」、院御所に再出仕した。

ところが、平年の場合、九月二十日から数えて百カ日目は、翌年の正月早々に当り、年末では百日に満たない。△九月二十余日出産・百日経過後の年末出仕▽が可能なのは、九月から十二月までの間に閏月がある年にかぎるのである。そして、文永・建治年間を通じて一回だけ、文永七年に閏九月があつた。したがって、△二五・二六▽の記事が事実どおりであるとすれば、かの出産は、この文永七年の九月二十余日のことであつた、と考えるほかはないのではなからうか（弘安元年にも閏十月があつたが、本作品の全般の記事内容からして知られる事実関係からみて、弘安元年の出産は有り得ない）。

文永七年九月二十余日といえ、それはかの東二条院の皇女出産（九月十八日。本書の△一七▽に、「八月にや…」とあるのは、作者の記



憶ちがいなどではなく、意図的に臚化したものであろう)の数日後に当る。そして、前稿で「御産御祈目録」の記事によって推定したように、皇女は誕生日の十八日から、その三日後の二十一日までの間に亡くなったと思われる。

後深草院は、この皇女の死を外部へは秘して、二条の出産を待ち受け、生児を御所に引き取り、亡皇女の身代りに立てたのであろう。△二五▽の、生児を二条の産褥から抱き取って連れ去った人物は、後深草院その人だったのでなかるうか。院へは流産したと報告された(「……このあかつき、はやおろし給ひぬ……」など奏しける)というのは、虚構であつたらう(あるいは、東二条院の出産が死産であつたのを、自分の出産のことにすりかえて書いたのかもしれない)。

(注) △二四▽によれば、二条が出産した文永十一年には、正、二月のころ後深草院が「六条殿の御所」で血書写経を行なった、という。「統史愚抄」には、このことが、もっぱら「増鏡」に拠つて、「(文永十一年正月)……日……本院幸六条殿。奉為後嵯峨院。法華経被染宸筆」と録されているが、「増鏡、草まくら」の該当記事は、これまたもっぱら、ほかならぬ本書の記事を、ほとんどそのままとり入れ、多少の解釈を加えて記したものであることは明らかである(引用、省略)。

ところが「統史愚抄」の文永十年十月十二日の条には、「自三六条坊門壬生火起。到三八条坊門。于、時烈風之間。所、残不三准者。六条殿。六条院。佐女牛若宮八幡宮。長講堂等焼亡。」とあり(「一代要記」・「歴代編年」・「歴代取要」・「皇年私記」に拠っている)、六条殿や長講堂は文永十年十月に焼亡したわけであるから、三、四か月後の文永十一年正、二月には存在しなかつたはずである。「増鏡」の作者も、また「統史愚抄」の編者も、かの記事を録するに当たっては、この史実を看過していたとみられる。

したがって、後深草院の血書写経は、たとえそれが史実であつたにしても、文永十一年のことではなかつたと考えなければならぬ(六条殿の御所に「て」という場所が、作者の記憶がいであつた、ということはまず考えられない。なぜなら、作者はあとで、「六条殿長講堂はなければ……」△三七▽とか、

「六条殿の長講堂つくりたてて、四月に御わたまし……」△三九▽とか、「六条殿の御所のあたらしきにて、はえばえしきに……」△四一▽とか、しきりに六条殿・長講堂、その焼失や再建を筆にしており、それについての記憶のたしかさを示しているからである。また当時、後深草院が血書写経を行なう場所としては、六条殿長講堂がもっともふさわしい)。

しかし、後深草院の血書写経というかなり重要な事実で、他に徴すべき記録が見当たらないことや、△二四▽の文章そのものも、表現にあいまいなところが、語句の重複も多く、ぎこちないことなどからみて、これは、おそらく作者が、文永十一年の六条殿焼亡以前の或る年の正、二月のことを書くのに、その時期を臚化するために、文永七年十月後嵯峨院が土御門院四十四回忌に龜山殿で行なつた宸筆写経の史実(「通雅公記」等、また本書△三一六二▽、参照)から思いついて設定した虚構であつたらう。本文に、「正月より二月十七日まで御精進なりとて……」とあるが、「二月十七日」は後嵯峨院の忌日であつて、このことも右のことを示唆しているようである(ことさらに二月十七日という忌日を挙げながら、後嵯峨院の年忌そのものについてはすこしも触れていない。もし、この記事が文永十一年のことを記しているものであつたとするれば、この年は、後嵯峨院の三年忌に当るのであるから、二月十七日を結願日とする後深草院の血書写経のことを記すのに、後嵯峨院の三年忌に言及しないのは、きわめて不自然である)。

そして、これらのことはすべて、△二四▽の——△三三▽△三五▽の——記事全体が、文永十一年のことを記しているように見せかけて、実はそれとは別の時期、すなわち文永七年のことを記している、ということを物語っていると思われる。

## 6 「一とせの雪の夜」

前節で述べたように、△一一▽△二三▽△二五▽は、記事の配列(位置)の上では、文永十年二月(△二二▽)院皇子の出生)と同十一年十月(△二六▽)皇子夭折)との間、すなわち文永十年十二月から同十一年九月までの間に起つたことを記しているものであるように装われているが、それは、その事実とそれが起つた時期とを臚化または秘匿するための虚構であつて、実は文永六年十二月から翌七年九月へかけて、作者二

条が「あけぼの」(実兼)と結んだ契り、彼女の懐妊・出産を叙述したものであると思われる。

他方において、作者は本書の叙述を、文永七年元旦の、後深草院御所での祝酒の席で、院が父雅忠に対して、自分(二条)を妾として迎えた旨(「この春よりは、たのむのかりも我がかたによ」)申し出たことからはじめているが、そこ(八一―一〇)から、同年九月(八月にや)とあるのは事実を臆化したもの(の東二条院の御産の記事八一―七〇までの間に(また八一三〇・八一六〇等にも)、右の実兼との契り・懐妊・出産を隠微に仄めかすような記述を行なっている。

まず、八一〇の、「昨日の雪も今日よりはあとふみつけん行くすゑ」・「つばさこそ重ねることのかなはずと……」・「契りおきし心の末のかはらずば……」という「雪のあけぼの」の文や歌、また「……思ふ心の末むなしからずば」という二条の返事は、おそらく前年(文永六年)の冬のころに、二人が或る「契り」を交したことを、読者にはっきり告げ知らせている。そしてその「契り」は、単なる言葉の上での、または互いの心の中だけでの契りではなく、端的に言って体の上の契りであったろう。

なぜなら、もしそうでなかったとすれば、作者が八一五九〇で、「あけぼの」を「さしも新枕ともいひぬべく、かたみに浅からざりし心ざしの人」と呼んだことの理由は、全く説明がつかないからである(八一三二〇に一度だけ「あけぼの」との密会の記事があるが、それは、「この程はとにかくにもつくりぬる日かすいはるるも、ことわりならずしもおぼゆれば、しのびつつ、つぼねへ入れて……」というものであって、すでに決して新枕などではなかった)。

また八一六〇には、文永九年九月、亡父の中陰に籠っていた二条を「あけぼの」が訪ね、「一とせの雪の夜のくこんのしき、つねに逢見よ

とかやも、せめての心ざしとおぼえし」、などと雅忠の思い出を語ったと記されているが、「一とせの雪の夜」は、八一二〇の「きのふの雪」云々と結びつくのであって、そこからすれば、二条の父雅忠は、文永七年元旦に院の申し出を受ける以前に、二条をもらい受けることについての実兼の申し出を受け、二人の関係を認め、許していた、と考えなければならぬ。

おそらく雅忠は、そののち思いがけなく院の申し出に接し、余儀なくそれを受け容れたのであろう。そして二条は、正月十五、十八日に院のものとなり八一三五〇、院と同車して御所に入って、「十日ばかり、かくて侍りしほどに、よがれなくみたまつるにも……」八一六〇という仕儀となった。

しかし、不幸にも二条はこのときすでに実兼の胤を宿していたのであろう。彼女は「十日ばかり」御所に居たのち、雅忠の指示で里下りし、院に呼び返されて、「いく程の日数もへだてで」(文永七年二月のころ、ということになる)出仕した、とあるが、その次の叙述が問題である。

……このたびはつねのやうにてまゐりたれども、なにとやらむそぞろはしきやうなる事もあるうへ、いつしか人の物いひさがなさは、「大納言のひさうして女御まゐりのぎしきにもてなしまゐらせたる」などいふ兇害ともいできて、いつしか女院の御方さま、心よからぬ御きそくになりもて行くより、いと物すさまじき心ちしながら、まかよひゐたり。御夜がれといふべきにしあらねど、つもる日数もすさまじく、……八一六〇

この記事によれば、二条が院の妾となって一と月も経つか経たぬうちに、早くも彼女をとりまく院御所の雲行きは、ただならぬものになったわけである。これは一体何ゆえであったろうか。私は、それは、人々が二条の体の変調に——二条が早くも院の胤を宿したらしいことに——気

づいたためであつたらうと推測する。「なにとやらむそぞろはしきやうなる事もあるうへ……」という極度にあいまいな表現は、妊娠の徴候（悪阻）を仄めかしたものと、私は解釈する。

それは、まさにかの△二四▽に、

二月の末つかたより、心ち例ならず覚えて物もくはず。……やうやう見し夢のなごりにやと思ひあはせらるるも、なにとまぎらはすべきやうもなき事なれば、せめてのつみのむくいも思ひしられて、心のうち物おもひ、やるかたなければ……

と書かれたところを、ここ（△六▽）では伏せ書きにしたものであつたらう。

また私は、二条に対する東二条院の不興の起りを、つぎのように考えたい。

同女院は後深草院の正妃であつたが、後深草院には、すでに文永二年に皇子（のちの伏見天皇）を生んだ「東の御方」（洞院左大臣実雄女、愔子。のちの玄輝門院）をはじめ、数多くの側妾があつたであらうし（げんに、△六▽の「……又まある人のいだしれも……その道しほをするにつけても……」という記事は、この文永七年の当時においてもその通りであつたことを立証している）、二条はいわばその一人として新たに加わつたにすぎない。

それゆえ、たとえ二条が、父「大納言」の後見で、「女御まゐりのぎしき」で御所に入り、院の殊寵を受けたにしても、そのことだけで、西園寺太政大臣実氏女、後嵯峨院后大宮院の妹、後深草院の実の叔母で院よりも十一歳も年長であつた東二条院の、院正妃としての地位をおびやかすはずはなく（「東の御方」でさえも、従三位に叙せられ、また院号を宣下されて、同女院に次ぐ処遇を受けるようになったのは、はるか後年の弘安三年と正応元年であつた）、また同女院が、特に二条一人だけ

を、側妾としての出仕早々から、いわば競争相手として嫉視する、というようなことも、ふつうならば考えにくいことではなからうか。

それでは、同女院の二条に対する不興の理由・原因は、はたしてどこにあつたのだらうか。

同女院はこの時（文永七年）三十九歳で、あたかも院の胤を懐妊中であつた。それまでのたびたびの御産はすべて皇女であつて皇子をもうけておらず、おそらく自他ともに今度が皇子出産の最後の機会と考へていたであらう。

女院は、おそらくこの点で、年若い二条（十三、四歳）の、院の寵妾としての出現に脅威を覚えたのであらう。そして、二条が再出仕した二月のころ以降の或る時期に、彼女の懐妊（それは院の胤を宿したものとしか受け取れなかつたであらう）を聞き知って、不安や妬心を募らせたのであらう。

終りに、△一三▽の、雅忠の遺言について触れておきたい。雅忠は文永九年八月、おりから院の胤を懐妊中の我が子二条の出産を見とどけることができずに世を去つたが、臨終に当つては、院の忍びの御幸を迎えて、二条の愛顧方を懇願した△一二▽。そして、二条に対しては、

……君につかへ、世にうらみなくば、つつしみておこたることなかるべし。思ふによらぬ世のならひ、もし君にも世にも恨みもあり、世にすむ力なくば、いそぎまことのみちに入りて、我が後世をもたずかり、ふたりの親の恩をもおくり、ひとつはちすのえんといのるべし。

……△一三▽

と言いきかせたという。この言葉は、げんに院の胤を懐妊中（それは、ふつうならば、二条が「一門の光」△四一八八▽となるという希望を持たされるような事からであつたはずである）の我が子に言い残す言

葉にしては、その幸福をねがい、期待する気持よりも、その不幸を予感する沈痛なひびきが強いように思われる。また、作者の叙述の仕方としては、この父の遺戒は、かの、生れた皇子の不遇と薄命、二条自身の身の行く末の不安を語った△二二▽・△二六▽・△二七▽の記事の伏線であった、と言えよう。

さらに、もう一つのことを付け加えたい。先述(1)のように、作者は、自分の懐妊や出産について、「わがあやまち」・「身のあやまり」という反省の言葉をしばしば洩している。だが他方では、△二四▽に、  
 ……いのりいしいし心をつくすも、たがとかいはむと、思ひつづけられてある程に、……

とあり、△二七▽には、

……つゆきえはて給ひし御事ののちは、人・の・とが、身・の・あやまりも心うく……

とあり、また△三一六六▽にも、

……色かはりゆく御ことにやとおほゆるも、我がとがならぬあやまりもたびかさなれば御ことわりにおぼえて……

と記されていて、自分の「あやまり」を、必ずしも自分の「とが」とは思っていないような書き方になっている。

これは、自分が無理強いに「あけぼの」や「有明」に通じさせられたことを言おうとしているものともとることができようが、すくなくとも文永六く七年の場合の「あやまり」は、むしろ、すでに実兼と契っているながら、知らぬ間に父雅忠のお膳立てにのせられ△三・四▽、また院の執拗な要求を拒み通せなかった△五▽という「あやまり」であり、その「とが」は、一体、自分・実兼・雅忠・院のうちの誰の「とが」であったとすべきであるのか、釈然たらざるものがあつたであらう。

「たがとかいはむと、思ひつづけられてある程に」△二四▽とは、

年若く心幼かつた当時の自分の胸のうちのそのままを書き綴つたものであつたらう。

## 7 「人の宝の玉」

△二一五一▽の、二条母子の対面の記事については、前稿でかなりくわしく分析をこころみだが、この記事の末尾の、

……北の方をりふし産したりけるが、なくなりけるかはりにとり出でてあれば、人はみなただそれとのみ思ひてぞありける。天子に心をかけ、禁中にまじらはせんことを思ひかしくよしきくも、人の宝の玉なればと思ふぞこころわろき。かやうのふたごころありとも、つゆしらせおはしまさねば、心より外にはと思しめすぞいとおそろしき。

という一節の解釈については、前稿では、「おはします」・「おぼしめす」という敬語表現の対象人物を、本作品における敬語の使用慣例からみて、諸訳注書に推定されているとおり、後深草院とみたのであつたが、現在では、「北の方……」以下の文脈からすれば、これは、事実秘匿の必要上実兼の「北の方」として言及されたところの、後深草院正妃東二条院とみるのがよいのではないかと考えている。

つまり、「……思ひかしくよしきくも」の「かしくく」の主体は、実兼とその「北の方」であつて、「おはします」・「おぼしめす」は、これらの敬語によって、実は「北の方」は院正妃東二条院(実兼の叔母)を指していることを仄めかそうとしたのではなからうか。作者は、△一二五▽の女兒出生の記事の場合も、敬語の使い分け(「る」「らる」と「給ふ」の使用・不使用)によって、実兼のほかには法助が居合わせたことを仄めかしたが(前稿、参照)、△二一五一▽の女兒と母二条との対面の記事でも、これと似た手法によって、実兼の「北の方」ならぬ院正妃

東二条院を暗示的に浮びあがらせようとしたのではなからうか（作者は、東二条院に対しても、「おはします」等の敬語を、欠かさず用いている——「女院の御かたさまも、うらうらともおはしますさず」△一一二〇▽「御所をい。で。さ。せ。お。は。し。ま。す。よ。し。……す。み。な。れ。さ。せ。お。は。し。ま。し。つ。る。御。す。み。か。を。さ。へ。出。で。さ。せ。お。は。し。ま。す。こ。そ。……十。善。の。ゆ。か。に。ら。び。ま。し。ま。し。て。……」△五——一一五▽）。

尤も、それが院と女院のいずれであったにせよ、本段△五一▽に関する私の推測の大筋は、たいして変らないのであるが、今、女院であることとみて、もう一度前引の一節を読み直すと、「人の宝の玉なれば」の「人」も暗に女院をさすのではないか、また女児を二条に引き合わせた実兼のはからいも、実は女院のさしがねによるものではなかったか、と想像される。

二条が女院に直面させられた理由は、女児が久しくわずらわっている、それが直らないのは、二条がこの子のことを心にかけているせいだとの占いが出たので、一度会わせよう、ということにあったのに△五〇▽、△五一▽の対面の場面の記事では、女児の病気や容態について全く触れられていないのは、多少いぶかしいが、日常の起居には格別支障のないような種類の病気（たとえば皮膚病のような）でもあったのであろうか。

それはともかくとして、当時女院としては、この女児の病気を早く治癒させる必要に迫られていたために、厭々ながらも女児を二条に会わせることにしたのではなかったらうか。

前稿でも触れたように、実兼は、対面の日取りについて、「五月ははばかるうへ……」と言っているが、往時、五月という月を忌んだのは、婚姻に関してであった（源氏物語、螢の、「五月雨になりぬる憂へをし給ひて」についての諸注釈書の解説による。「神代より忌むといふな

る五月雨のこなたに人を見る由もがな」（信明集）／「人のいましむる五月は往ぬ。今はかのことなし給へ」（宇津保物語、藤原君の巻）等が引用されている）。

また、女児は「二月よりおふされけるといこいことある髪すがた」であった、と記されているが、二月（これは弘安二年の二月であって、△二一三八▽以下に記された後深草・龜山両院同座の種々の催し事が行われはじめた時期に当る。このことについては次章で詳述する）から髪をそがずにのぼしたのは、婚姻の前提としての「裳着」の儀に付帯する「髪上」にそなえたものではなかったらうか（中村義雄氏「王朝の風俗と文学」に、「裳着は」男子の元服に当る。△髪上▽とともに女子成年式の中核をなす行事として……。婚儀以前に行われる例であるが、……。配偶者の決まった時、または見込みのある時に行なうことが多い。「古代においては女子が許嫁するとき、垂髪をたばねて結髪にする風習だった。これを△髪上▽と称する。……。しかし、成人式としての着裳が勢力を得て儀式化され、盛んに行われるようになると、理髪は着裳の儀の中に吸収され……。」（傍点、宮内）と説かれている）。

これらの点を考え合わせると、つぎのような解釈が成り立つであらう。「天子に心をかけ」云々は、漠然とした女児の将来をいうのではなく、かなり間近な見込みを臆化して言ったもので、かの女児は、婚儀を見込んでの裳着の儀を近くに控えているのに（または、もうそれもすませたのに）、折悪しく病気がなかなかおらないので、女院は周囲のすすめに従って女児を二条に会わせる気になり、甥の実兼にはかつてその手はずを整えさせたのであろう（女院にそのことをすすめたのも実兼であつたかもしれない）。

最後に、「人の宝の玉なればと思ふぞ心わろき。……心よりほかに

はとおぼしめずぞいとおそろしき」という一文については、前稿で、敬語表現の対象人物を後深草院とみた上で、△一―五▽の「心よりほかにとけぬる下ひほの……」や、△一―八▽の「心のほかの新枕は……」を参考にして、一つの解釈を提出したのであったが、今、後深草院に東二条院を置きかえてみると、やはりそれ(東二条院)では「心よりほかには……」の解釈のつけようがないように思われる。これはつぎのように考えるほかはなからう。

母子対面のことは、直接には女院の意向によるものであったにしても、当然後深草院の了承のもとに事が運ばれたに相違ない。そして二条が我が子に對面するにつけて、彼女の心にかかっていたのは、やはり誰にもまして後深草院であつたらう。それゆえ、作者二条は、かのくんだりを叙すのに、なかば無意識的に、院と女院とを一つにして「おはします」「おぼしめす」という敬語を用いたのである。

## 二、後宇多天皇と始子内親王

私の仮説の第二の要点は、つぎのとおりである。

△二―三八▽から△三―七〇▽に亘って断続的に叙述されているところの、後深草・龜山両院の和解のための一連の催し事や行事と、それに関連して生じた作者二条をめぐっての種々の出来事の背後には、龜山院皇子後宇多天皇(弘安二年十三歳)と後深草院皇女始子内親王(十歳)との婚姻問題があつた。

この仮説の説明を補足するに当っては、つぎの点を前提として立てておく必要がある。すなわち、本書の卷二と卷三は、弘安二年<sup>七九</sup>の春から秋へかけての、二条と後深草院との關係を中心とする、私のいわゆる第一筋の<sup>プロット</sup>記事と、建治元または二年<sup>七五</sup>または<sup>七六</sup>から弘安二年へかけての、後深草院を中心に挟んだ二条と「有明の月」との關係を中心とする

第二筋の<sup>プロット</sup>記事とを、あたかも二本の紐を一本に緋い合わせたように、交互にとびとびに配列し、しかも表面上はあくまでも一本の時の経過を辿った叙述であるように見せかける、という特異な構成となっている、ということである(この点については、先掲「年立の再編成」で詳細に論証した)。(なお、この構成法は、実は本書の全篇に亘っているものであって、卷一も、伏線的には両プロットが緋い合わされて叙述が進行している。そして卷四は第二プロットの、卷五は第一プロットの、それぞれの後日譚あるいは後篇とみることが出来る)。前記の仮説は、この二つのプロットのうち、第一のものに関するものであることはいうまでもない。

卷二・卷三における第一プロットの記事(そのうち、挿話的な△四二・四三▽を除く)は、つぎのとおりである。

### 卷二。

△三八▽ 後深草・龜山両院の蹴まりの催し。

△三九▽ 長講堂移徙御幸・御堂供養・壺合せ。

△四一▽ 長講堂供花・両院伏見御所御幸。

△四五▽ 「まりのけいき」の催し。

△四六▽ 五節舞模擬・「六条院の女楽」模擬の催し。

△四七▽ 二条の失踪。

△四八・五〇▽ 醍醐の隠れ家にいた二条を、隆頭・「あけぼの」・

「有明」が訪れる。伏見の小林に移った二条を後深草院が訪れる。

二条の御所帰参。(ここでは、第一・第二プロットが時間的にも

場面的にも交叉・共在する)

△五一▽ 二条母子の対面。

△五二▽ 「近衛の大殿」の後深草院御所伺候。

△五三・五六▽ 伏見殿での院・大殿の宴遊。

### 卷三。

△五九▽ 二条の「あけぼの」との対面。

△六二▽ 両院の嵯峨大宮院御所幸。

△六六△六九▽ 第二プロットの記事に、第一プロットの、△七〇▽へのつなぎとなる記事が添えられている。

△七〇▽ 二条の御所退去。

これらの記事は、弘安二年の春から秋にかけて、後深草院御所の内外に起ったところの、明らかに或る一貫した意味を帯びた一連の出来事を、ほぼ順を追って叙述したもので、これだけで、いわば数場面から成る一幕の劇とみなすことができよう（出来事（場面）の時期や順序の設定・構成には、かなりの虚構がある。これについては先掲の「年立の再編成」を参照していただきたい）。

このドラマの主役は、この作品の自叙伝的性格からして、当然作者二条その人であるが、ここで注目すべきは、作品の表現の上だけでなく、作品以前の素材事実、すなわち、ここにとりあげられ、描き出された現実の催し事や行事そのものにおいても、二条は中心人物（と言うのは言い過ぎであるにしても、すくなくとも重要関与人物）であった、と思われる点である。

くわしい引用ははぶくが、△三八▽の蹴まりや△四五▽の「まりのいき」では、彼女は後深草院女房の中から特に選ばれて亀山院に奉仕して、同院の関心の的となり（懸想の文までもらっている）、△三九▽の長講堂移徙御幸には、出し車の第一輛の左座席（つまり供奉した女房中の最上席）に乗った。△四六▽の「女楽」では席次を下げられているが、そのことが原因で、彼女が御所を出奔すると、主賓の亀山院は帰ってしまつて、「女楽」はぶちこわしとなり、後深草院や実兼は、手をつくして彼女の行方を探し廻り（表現には多少誇張があるようではあるが）、隠れ家をつきとめると、時を移さず乗りこんで、説得につとめ、

御所に連れ戻した△四七△五〇▽。△五二△五六▽の伏見殿御幸、△六二▽の嵯峨殿御幸の場合も、奉仕した上・中藤女房は、特に指名された彼女一人だけであり、しかも実際は、御幸そのものが、彼女に或る重要な役割を演じさせるための御膳立てにすぎなかったのではないか、と疑われるふしもある。

後深草院の一女房（あるいは一側妾）にすぎなかった二条が、後深草院・亀山両院や、関白鷹司兼平を中心とする、いわばほとんど当時の宮廷の最上層部をあげての行事や催し事の女主人公となり、また彼女が失踪するや、亀山院や兼平もこれに多大の関心を寄せ△五二▽、後深草院はみずからひそかに彼女の寄留先に幸して説得に当つた△五〇▽、というのは、一体なにゆえであつたらうか。以下、この問題を追求したい。

### 1 両院の和解とその条件

△二一△三八▽の書き出しは、  
さるほどに両院御なか、心よからぬ事、あしく東さまに思ひまゐら  
せたるといふ事きこえて、この御所へ新院御幸あるべしと申さる。か  
かり御覽ぜらるべしとて、御まりあるべしとてあれば、……

というもので、後深草院・亀山両院の不和が、幕府の難ずるところとなつたので、幕府の心証を良くするために、亀山院が後深草院の御所に幸し、蹴鞠が催されることになつたという。第一プロットは、この催しを発端として展開される。

この両院の和解のための催しは、亀山院（と後深草院）が、幕府を憚つて、和解の実を示すために自発的にもくろんだものというよりは、おそらく実際は幕府側から、亀山院（あるいは両院）に対して、積極的な要請乃至提案があり、同院（両院）がこれに従つたものであつた、とみるべきであらう。

というのは、そもそも両院の不和は、このころ(弘安二年<sup>七九</sup>のころ)はじまったのではなく、両院の父後嵯峨法皇が崩じた文永九年<sup>七二</sup>(あるいはさらにそれ以前)以来のことであり、建治元年<sup>七五</sup>には、すでに幕府が一度調停に立ったことがあるからである。

文永十年<sup>七三</sup>、龜山天皇は皇兄後深草上皇のために後院(上皇が院政をとらない場合にのみ設置される慣行となっていたという(和田・佐藤<sup>重増鏡詳</sup>「三一九ページ」)を設置して親政の姿勢を示し、ついで翌十一年には皇子、東宮世仁親王に讓位して院政をとりはじめた。後深草院はこれらの処置に憤慨して、太上天皇の尊号や兵仗等の返上を申し出、出家の決意を洩らした。

幕府は、当時後深草院側に立って種々画策していた関東申次西園寺実兼のはたらきかけによって、調停に乗り出し、後深草院の皇子瀧仁の立太子を奏請し、これによって同院の憤懣はやや収まったのであった(龍爾氏「鎌倉時代下」二三三、四ページ等、また本書八一―二七・二一三三)。

しかし後宇多天皇(世仁)は践祚時わずかに八歳で、しかも東宮よりも二歳年下でもあり、龜山院の院政はいつまで続くのか、東宮の践祚はいつ実現するのか、見当もつかない状態であったから(げんに、東宮の践祚が実現したのは、建治元年から十二年も後の弘安十年<sup>八七</sup>のことであった)、後深草院の不満は解消せず、両院間の溝はむしろ年々ともにも深まり、また実兼の持明院統(後深草院)側に立っての運動も続行されたであろうと思われる、おそらくそれが幕府を動かして、龜山院への申し入れとなったのであろう、と考えられる(建治元年の瀧仁親王の立場が、実兼の尽力によるものであろうことは、実兼が立坊と同時に東宮大夫となったことから推測されるが(龍氏・前掲書二三三ページ)、彼は弘安十年の東宮践祚にともない、東宮大夫をやめたけれども、翌正応元年

には、実に十七年間もどめ置かれた権大納言・従一位にのぼり、翌年伏見天皇(瀧仁)の皇子胤仁(二歳)が東宮に立つや、内大臣となり、さらにその二年後には太政大臣に栄進した。このこと以外にも種々徴証があり、東宮瀧仁の践祚もまた、実兼の関東へのはたらきかけによるところが大きかったであろう(龍氏・二三六ページ、参照)。そこからすれば、弘安初年の幕府の朝廷への申し入れも、実兼の尽力によるものであったに相違ない。

こうして弘安二年の両院の和解の動きは、実兼の蔭の運動による幕府の要請にもとづくものであったとみられるが、それは単なる無条件の和解の勧告にとどまるものではなく(当時の両院の、皇位継承問題をめぐっての根深い対立状態は、単なる勧告によって解消するような性質のものではなかった)、前記建治元年の場合と同様に、皇位継承に関するならかの具体的条件の提示を伴っていたであろう。その条件はどのようなものであったろうか。

弘安二年には、後宇多天皇はまだ践祚・即位後五年、十三歳で、后妃すら定まっていなかったところであったから、この時点での天皇の讓位、東宮(瀧仁)の践祚は、後深草院側としては望むところであったろうけれども、龜山院側の承服するところとはならなかったであろうし(そのあとに東宮を大覚寺統から立てようにも、後宇多天皇はもとより、龜山院にもそのころ(弘安二年はじめ)しかるべき皇子は同天皇以外には生れてもいなかった)、かりに幕府の圧力によって承服させ得たとしても、それでは両院の立場が入れ代るだけで、対立は全然解消しなかったであろう。

「続史愚抄」によれば、弘安二年正月七日、龜山院は「八葉御車始」という名目で後深草院御所に幸じた。同書の録するところに拠る限り、龜山院の後深草院御所への御幸(またはその逆)というようなことは、



文永・建治・弘安年間を通じて（すくなくとも文永九年の後嵯峨院崩御以後）、この時がはじめてであつて、したがつてこの御幸も、本書八二―三八〇にいう御幸（二月または三月）、およびその後の両院の伏見殿・嵯峨殿御幸等と同一の意味を帯びていたと判断される。またしたがつて、かの幕府の申し入れは、この弘安二年正月以前の、おそらくは前年（弘安元年）の末ごろになされたであらうと思われる。

ところで後宇多天皇は、建治三年<sup>七二</sup>正月、十一歳で元服し、后妃を迎えるべき時期に達していたが（同天皇の父龜山院も、かつて十一歳で元服し、翌年十二歳で女御（やがて中宮）を迎えた）、注目すべきことには、翌弘安元年十二月七日（すなわち、今述べたような、幕府からの両院和解の要請があつたと思われる時期と同じ時期）、攝政鷹司兼平（天皇の元服には加冠の役をつとめた。また本書には、当の二一三八）以下に、「近衛大殿」として登場する。このことも記憶しておくべきである。は、天皇がやや長じたので（「依主上稍長御<sup>御年十二</sup>」）（「統史愚抄」）攝政を辞して閑白となつた。このことは、私の推量では、天皇が后妃を迎えるべき機が熟し、事が進められようとしていたことを意味するであらう。

このことに関連して「増鏡」を引用すると、同書の「老いの波」に、  
後宇多内には、なかなか女御更衣も候ひ給はず、いとさうざうしき雲のうへなり。西園寺より女御参り給ふべしと聞えながら、いかなるにかすがともおぼしたたぬは、思ふ心おはするな<sup>鳥山</sup>めりとぞ世の人もさざめきける。新院の御位の時参り給へりし西園寺の中宮<sup>嬪子</sup>……かの御覚えなどのいと口をしかりしより、この院の御方さまをつらく思ひきこえ給ふな<sup>鳥山</sup>めりなどぞ、いひなす人も侍るとぞ。

と記されているが、この記事が、弘安元年十月の記事のつぎに、しかもかの弘安二年春の両院の蹴鞠の催しの記事（「やよひの末つかた、持明院殿の花ざかりに、新院わたり給ふ。鞠のかかり御覧ぜんとなりけれ

ば……」）の直前に、載せられていることは、甚だ示唆的である。

この記事で知られるように、当時西園寺実兼は、龜山院に対してふくむところがあり、その皇子後宇多天皇に、自分の女を女御入内させる意志を持っていなかった（この点についての「増鏡」の記述の仕方には、かなり問題があるが、ここでは詳述の余裕がない。一つだけ言つておくと、実兼の第一女鐘子（のちの伏見天皇中宮、永福門院）は、後宇多天皇の元服時にはわずかに七歳であり、弘安二年にもまだ九歳で、かの皇子（今出川院。実兼の同実母妹）が龜山天皇の女御となつた時と同歳であつたから、実兼は、この鐘子を入内させると、皇子の二の舞となり兼ねないことを慮つたのであらう（龜山天皇が中宮嬪子に寵が薄かつたのは、増鏡「北野の雪」に「今の後は遊びにのみ心入れ給ひて、しめやかに見え奉らせ給はねば、御おぼえ劣りさまにきこゆるを……」とあるように、嬪子があまりにも幼少で、たあいがなかつたからであらう）。したがつて、実兼がその女子を後宇多天皇に女御入内させる可能性は、女子の年齢の点からして、もともとなかつたのだ、と思われる）。

他方、後宇多天皇の生母は、当時西園寺家に拮抗していた弟流洞院家の出であり（実兼女嬪子。京極院）、また実兼が盛り立てた東宮源仁の生母も同様であつたから（嬪子の妹、愔子。玄輝門院）、当時の実兼には、現在はもちろん、近い将来にも、天皇の外祖父となる見込みは全くなかつた。しかし、実兼としては、それだけになおさら、自分の家門以外から天皇の后妃が出ることは望ましからぬことであつたろうから、できればそれを未然に阻止したい気持があつたであらう（もしそのようなことが起つたとすれば、彼は今後天皇三代に亘つて、外戚の地位を他家に占められることになりかねない）。しかも、前掲の増鏡の記事に示唆されているように、後宇多帝の后妃問題は、建治三年正月の帝の元服以来、宮廷における重大な関心事となつていたに相違ない。

以上のような状況の中で、西園寺家の当主、関東申次たる実兼がもくろんだこととしては、幕府を動かして、西園寺家出の後深草院正妃東二条院（実兼の祖父実氏の女、すなわち彼の叔母）の所生の皇女始子内親王——実は二条が生んだ彼自身の女——を、天皇の後妃として入内させ、他の家門からの后妃入内を牽制するとともに、両院の和解あるいは皇統の統一に資し、両院に亘っての自己乃至自己の家門の勢威回復あるいは拡大をはかる、ということではなかつたらうか（そしてまた、当時発言力の強かつた（後述）両院の生母大宮院（後嵯峨院中宮始子。西園寺実氏一女。東二条院の姉、実兼の叔母）もまた、この点で実兼と意思を同じくしていたのではなからうか）。

事実、実兼はこの後、正応元年<sup>八二</sup>に一女童子を伏見天皇に、正安三年<sup>〇一三</sup>に二女瑛子（昭訓門院）を龜山法皇に、嘉元四年<sup>〇六</sup>には嗣子公衡の一女寧子（広義門院）を後伏見上皇に、文保二年<sup>一八</sup>には自分の三女禮子（後京極院）を後醍醐天皇に入れる、という祖宗公経・実氏以来の外戚政策を、両院に対して徹底して採り用いている。それゆえ、弘安初年に後宇多天皇の後妃問題が持ちあがっていた時、彼が、手を拱いて傍観していたはずはないのである。

また、このことを本書の内容に即して言えば、彼実兼は、この弘安の初めのころもなお、二条に対して愛情を持ちつづけていたにしても、自己と自己の家門の勢威と繁栄にかかわる問題について、もし二条になんらかの利用価値があるとすれば、これを利用して躊躇しなかつたであらう。

作者が、弘安二年における「あけぼの」（実兼）との折々の交渉について、  
 ……例の、いづくより出づることのはにかと思ふ事どもをいひつづ  
 けひたるも……△二一四九▽

……ありし伏見の夢のうらみより後は、まどほにのみなり行くにつけても……△三一五九▽（これは、二条に対して「あけぼの」が抱いた「うらみ」ではない。その逆である）

……なみだにくれて待るに、をりふし、うらみの人まゐるおとして、「下のほどか」といはるるも、あはれに悲しければ……△三一七〇▽などと記しているのは、本作品の執筆時にも存命であったであろう「太政入道殿」実兼に遠慮しながらも、嘗ての日に彼から受けた仕打ちについての「うらみ」をうったえているものと解される（「とはずがたり」は、おそくとも正和二年<sup>二二</sup>のころまでには成立したとみられるが、実兼の没年は元亨二年<sup>二二</sup>（七十四歳）である。私は、作者が本作品の読者として、第一に念頭に置いていたのは、ほかならぬ「雪のあけぼの」——実兼であったのであり、作品は完成後、実兼に献呈され、以後、門外不出として西園寺家に秘蔵されたのであらう、また増鏡の作者は、西園寺家にゆかりの深い人物であったからこそ、そして増鏡が西園寺家のために書かれる著作であったからこそ、この秘本を披見することを許され、資料として大幅に利用することができたのであらう、と考えている）。(晩年の実兼と二条との関係については、先掲の『とはずがたり』の作者と遊義門院」を参照されたい)。

## 2 「御柿ひたし」

△二一三八▽の両院御鞠の記事では、前述のように後宇多天皇が年やや長じたために摂政を辞して閑白となつたばかりの鷹司兼平が、龜山院の代弁者として、後深草院の前に登場してくる。

……御まりあるべしとてあれば、「いかで、いかなるべきしきぞ」と近衛の大殿へ申さる。「……御装束なほさるるをり、御かきひたしまゐる事あり。女房してまゐらせらるべし」と申さる。「女房はたれ

にてか」と御されたるに、「御としごろなり、さるべき人がらなれば」とて、この役をうけたまはる。

これによれば、後深草院は、蹴まりの催しの次第や趣向について、時の関白兼平に下問したわけであるが、兼平の返事の内容からみて（それは蹴鞠に関する有職故実などではない。またもしそれであったならば、当時後深草院に近侍していた飛鳥井雅有あたりに下問すればすむことである）、今回の催しに当っての亀山院の接待の仕方、というよりも亀山院の意向や注文を訊いたものであったろう。兼平は、亀山院の使者あるいは両院の間の仲介者として、亀山院の意向を伝えるために後深草院御所に祇候したのであらう（もちろん、書面による問答であったのかもしれないが）。

兼平の答の要点は、蹴まりの途上で、後深草院の女房中のしかるべき者が、亀山院に「御かきひたし」をさしあげる、ということにあった。そして後深草院は、その役を誰にあてるべきかを重ねて問い、「御としごろなり、さるべき人がらなれば」ということで、二条がこれを承るようになった。院が「女房はたれにてか」と問うたのは、誰に向ってであったかは、必ずしも明らかではないが、文脈上からも、またのちのちの記事から考えても、兼平に重ねて問い、兼平が答えた、とみるのが自然であらう。

いづれにしても、兼平の、「御かきひたし」云々という最初の答の趣旨は、この御幸の機会に、後深草院の女房中のしかるべき者（もっと端的にいえば、容色のすぐれた者）を亀山院へ披露してほしい、というものであったと思われる（後述の△二一四一▽には、亀山院が後深草院の六条殿御所に幸して、「女房たち、あいにたまはらん」と言った、とあり、△二一四五▽にも小弓の競技に当って亀山院が、「御まけあらば、御所の女房たちを上下みな見せたまへ……」と言ったとある）。

また、もし院の二つめの問に答えて二条を指名したのが兼平であったとすれば、兼平あるいはむしろ亀山院は、この催し事の計画の当初から、二条を目当てにしていたことなるう。現に、蹴まりの当日、亀山院は二条に強い関心を示して言葉をかけ、その翌日にはさっそく懸想の文（「いかにせんうつつともなきおもかげを……」△三八▽）をつかわしている（またその後もなみなみならぬ執心ぶりであったことが、△二一四五・四六・五二▽・△三一六一・七四▽等の記事によって知られる）。これは、二条の才色のきこえが高く、かくれもない漁色家であった亀山院の耳にもかねてその噂が入っていたため、などと単純に解し去ることもできようが、むしろ、両院の和解のための催しごとの当初から、二条がその催しのいわばハイライトとなった、ということの意味を考へるべきであらう。

結論を先に言えば、両院交歓の催し事の背後には、後宇多天皇の後妃問題があり、后妃の候補者としての後深草院皇女始子の実母が二条であることを、亀山院も兼平も知っており、また二条の才色についてもかねて聞き及んでいたところから、蹴まりの催しの機会に、二条をそれとなく引き合わせることを、後深草院にもとめたのであらう。

### 3 長講堂移徙御幸

つぎに、前記の△三八▽につづく△三九▽は、弘安二年三月（本文に「四月」とあるのは、事実を臘化するための虚構の設定であったに相違ない。先掲「年立の再編成」参照）の六条殿長講堂移徙御幸と、そこでの壺合せの記事であるが、作者は、自分が、この御幸の折の出し車の、五輦中の第一輦の左座席（つまり供奉の女房中の最上席）に乗り、叔母に当る京極殿は右座席であったこと、服装も自分は「七衣」で、京極殿は「五衣」であったことを、晴れがましげに記している（△三八▽の場合も、二条は七

衣(「かばぎくら七つ」)で、五ぎぬの別当殿を介添えとして、「御かきひたし」を亀山院にまいらせたのであった。

これは、二条がたまたまこの時御幸に参仕した院女房中の最上席であっただけにすぎないのかもしれないが、実はそれは、△三八▽の場合と同じく、この六条殿移徙御幸という特別の場合に、特別に彼女に与えられた待遇だったのであって、作者はこの記事でそのことを仄めかしたのではないか、と思われる。

この六条殿移徙御幸については、「増鏡、老いの波」にも記事があり、そこには、

院のうへ、ひさし御車にて……女院の御車に遊義門院姫宮もたてまつる。東二条

という、本書にはない一節がみえる。これは、本書以外の資料に拠って、本書の記事を補って記したものと思われるが、この時の二条の、女房中の最上席という処遇(それは後深草院の意向によるものであったらうことはいうまでもない)は、この「姫宮」の生母としての処遇だったのではなからうか。

この私の、一見無稽の推測には、それなりの根拠がある。その根拠とは、本章の論考全体の主要根拠でもあるわけで、あとでもしばしば言及することになるが、さし当り、今右に述べた推測に係する点を述べる。元来「六条殿の長講堂」とは、その名の示すとおり、当時の重要な天皇領荘園であった「長講堂領」の、いわば本元であって、この長講堂領は、後白河法皇から、その皇女宣陽門院観子に伝えられ、同女院の死後、後深草院の伝領するところとなっていた。

ところで、当時この長講堂領をはじめとする数多くの天皇家の荘園は、もしこれを天皇家の物領たる天皇・上皇の荘園とするときは、「かえって波瀾にとむ政治勢のまぎぞえをくって荘園を天皇家のそとへ流出する危険をうむ」おそれがあった。「天皇家の荘園が名儀上ほとんど

寺院領または女院領の形をとったのは、その理由からであった」。後白河法皇が、自分の御所六条殿の持仏堂であった長講堂に、多くの荘園を寄進して、それを名儀上長講堂領としておき、また自分の死後、処分状によつて皇女宣陽門院(当時十二歳)をその伝領名儀人としたのも、ほかならぬその一例である(以上は、黒田俊雄氏「日本の歴史、蒙古襲来」三三一ページ以下による)。

そこで、この事実をふまえて考えると、長講堂領を伝領した後深草院もまた、おそらく祖宗後白河院のひそみにならつて、同領をしかるべき人物に名儀上伝領させることを考えていたに相違ない。また当時は、かの持明院・大覚寺両統の対立の初期であつたが、その対立においては、天皇領の帰属問題が一つの重要な争点となつていたから(黒田氏前掲書三三一―三二ページ、参照)、その点からしても後深草院は、必ずや対亀山院対策上、長講堂領を自統側に保全するための手段を講ずるところがあつたであらう(「円覚寺文書」中にみえる後深草上皇の院宣案——(被進)東二条女院御方院宣案。長講堂領尾張国篠木庄領家職、被進。東二条院御方候、得其意、可令沙汰給之由、被仰下候也、仍執達如件、時弘安八年九月五日、成経 右中弁殿)。「神奈川県史資料編2 古代・中世(2)」第一〇一四号文書)——は右のことを立証していると思われる。なお、日付の「弘安八年九月五日」が、後述の、始子内親王の皇后宮冊立(八月十九日)とほとんど同時期であることは、甚だ興味深い。それは決して偶然の一致ではなかつたであらう)。

後深草院には、正妃東二条院の生んだ皇女二人があつたが(他の一人は文永二年に出生後すぐ死去した(「群書類従」本「御産御祈目錄」)、その一人、貴子内親王は、文永十年五月に十二歳で早世したらしく(「統史愚抄」、建治・弘安のころには、文永七年九月に生れ、四ヶ月後の翌十年正月には早くも親王宣下を受けた始子内親王ただ一人が残っていた)。

しかも始子の母、東二条院は、先述のように権門西園寺家の出であり、西園寺家（その当主実兼）は、当時持明院統の最も強力なうしろだてであった。そこで、建治・弘安のころにおける長講堂領の領有名儀人の候補者として、第一に浮びあがってくるのは、この後深草院皇女始子内親王であつたらう。

さて、前述のように、増鏡によれば、弘安二年三月の六条殿長講堂移徙御幸（建治三年に焼亡し、この弘安二年に再建成つて移徙が行われた△二二三九▽）には、「姫宮」すなわち右の始子内親王（十歳）も伴われていた。およそ新造御所への移徙御幸という公式の御幸に、幼少の皇女が出御したのは、その移徙が皇女に直接関係があつたからではなかつたらうか。後述のように始子は、母東二条院と同様（前掲の「円覚寺文書」参照、或る時期に長講堂領の一部たる伏見殿の一部（「伏見殿新御所」）を後深草院から伝領しているのだから（後述（7）、参照）、そのことから一步を進めて考えると、この弘安二年には、すでに始子はすくなくとも長講堂領の伝領名儀人と目されていて、この時の「移徙」は、内々ではこの始子内親王の移徙御幸の意味を持っていたのではなからうか（「続史愚抄」の永仁六年<sup>二</sup>十月二十四〜二十七日の条によれば、後深草・龜山・後宇多・遊義門院（始子）の四者が、「伏見殿新御所」に幸しているが、この時の御幸の主旨は、遊義門院御所たるこの御所の「経営」が成つて、同女院がそこへ「移徙御幸」することにあつた。そして、先述の、女房中の最上席という二条の待遇は、このことに關係して（始子の生母という資格に対して）与えられた待遇だったのではなからうか。（作者は、△二二四六▽で、「六条院の女樂」の催し——これもまた、後述（6）のように、皇女始子にかかわりがある——に当つて、二条が座席を祖父隆親の女「今参り」の下座におろされたことについて、「いだし車の事、今さら思い出されていとかなし」と記している。

また、その時の席順については、紫の上に扮する「東の御方」（のちの玄輝門院。伏見天皇生母）は別格として、明石女御に扮する「西の御方」（花山院通雅女）にも越えられて、明石の上としてその下座につけられるであろうことを事前に予想して、不満を覚えたように記している。そこからすれば、△三九▽の「いだし車」の場合の、二条の席次は、やはり特別のものであつたと思われる。△四五▽の、「まりのけいき」の催しに、上・中藤二十四人中の最上首をつとめた時の待遇についても、同様のことが言えよう。

#### 4 「伏見山」の「みどりの小松」

右の△三九▽に引きつづいた△四一▽（間に△四〇▽があるが、これは第二プロットの記事である）は、全文を引用すると、

九月には御花、六条殿の御所のあたらしきにて、はえばえしきに、新院の御幸さへなりて、「女房たちあいにたまはらん」など申させ給ふほどに、めむむ心に心ことに出でたちひしめきあはるれども、よろづものおもはしき心ちのみして、つねはひき入りがちにのみ侍りしほどに、御花はてて、松とりに、伏見の御所へ両院御幸なるに、近衛大殿も御参りあるべしとてありしに、いかなる御さはりにか御まゐりなくて、御ふみあり、

ふしみ山いく万代かきかふべきみどりの小松今日をはじめに御返し

さかふべきほどぞひさしきふしみ山おいその松の千世をかさねてなかに二日の御とうりうにて、ふしみ殿へ御幸など有りて、おもしろき九献の御しきども有りて、還御。

というもので、内容上、第一プロットとして前記の△三八▽・△三九▽に直結しており、或る一貫した意味を帯びた一連の両院同座の行事

や催し事についての記事の一環であることは明らかである。時期が「九月（には御花）」とされているのは、△三九▽の「四月」（史実としては三月）と同様、作品構成上の技巧による虚構で、実際は五月（の供花）であったろう。また、ここに記された供花や伏見殿御幸は、素材事実としては、このあとに載せられている△四五▽の、種々の催し事や、それに伴って起った出来事（三月から四月へかけての）よりも、時期的にはあとに起ったことであつたと思われ、二条がこの時、「よろづ、ものおもはしき心ちのみして」「ひき入りがち」であつたのも、尤もなことと言える（もし記事の配列が時間的経過に従っているものとすれば、△三九▽から△四一▽への、二条の気分・心境の突然の変化の動機は、全く不明であることになる。また△四〇▽で後深草院が、九月下旬のころまで病気で、病氣御祈の修法が行ぜられているのに、次の△四一▽では、同院が九月の長講堂供花に出御し、そののち伏見に幸しているのは、諸家も指摘しておられるように、つじつまが合わない。これは、△四〇▽（第二プロット）と△四一▽（第一プロット）の、それぞれ素材事実の年時を異にする記事を、ならべて配列したために生じた矛盾である）。

だが、それはさておき、右の引用文中の近衛大殿（兼平）と後深草院との贈答歌は、「増鏡、老いの波」では、「鷹司の大殿」（すなわち兼平）と院との歌として、

伏見山いくよろづ代も枝そへてさかえむ松のすむぞひさしき  
さかゆべきほどぞひさしき伏見山おいそふ松の枝をつらねて

となつており、それぞれ第三句以下と第五句とが本書のそれ（「……さかふべきみどりの小松今日をはじめに」「千世をかさねて」とは異なっている）。

増鏡の作者は、この場合も、主に本書に拠りながら、なお別の資料に

よつてそれを修補したと考えられるから、右の相違が生じたのもそのためであろうとも思われるが、私見では、この場合はむしろ作者自身が、本書の「みどりの小松」等の語句を不審として、恣意によって改作したものであろう。この私見の根拠はつぎのとおりである。

「国歌大観」によつて、勅撰和歌集等における「おいそふ松」の用例（および類似例）を調べてみると、そのほとんどすべてにおいて、「おひそふ松」は、「とはすがたり」の場合と同様に、「千とせ」「千世」とともに用いられており（「これもまた千代のけしきのしるしかなおいそふ松のふたばながらに」（後拾遺四三六）／「住の江におひそふ松の枝ごと君が千とせの数ぞこもれる」（新古今七二五）／「三笠山おひそふ松を君が代の千世のためしと神やみるらん」（新古今七三〇）／「たぐひなき君が千とせの十返りもおひそふ松の数にみゆらん」（玉葉一〇八三）／「……生ひそふ竹の……千世の数かも」（風雅二二八〇）／「……生ひそふ竹の……千世の色ぞみえける」（新千載二二八六））、他方、増鏡のように「枝をつらねて」とともに用いられた例は皆無で、しかも、「枝をつらねて」という語句そのものの用例も、ほかならぬ増鏡の「をりある雲」に引用された続古今集（一八七四）のただ一首（「色々に枝をつらねて咲きにけり花も我が世も今さかりかも」）しか見当たらない。（また、増鏡の兼平の歌の「枝そへて」という句の用例も全く見当たらない）。

そこからすれば、増鏡の「おいそふ松の枝をつらねて」よりも、本書の「おひそふ松の千世をかさねて」の方が、院の歌の原形か、または原形に近い、とみるべきであろう。

したがつて、増鏡の「枝をつらねて」・「枝そへて」は、同書のこの両院伏見御幸の記事のすぐあとに、「かやうに御なかいとよくて……」とあるのもわかるように、兼平の歌を、両院の親和をよるこび、その永続をねがう歌とみて、それにふさわしいように改作したのであろう。

しかし、増鏡の歌が改作であろうとなかろうと、また本書の歌が原作どおりであろうとなかろうと、本書の作者が、兼平の歌を「ふしみ山……みどりの小松今日をはじめに」と書き、また院の歌を「ふしみ山おいそふ松の千代をかさねて」と書き記した、という事実には変りはない。それゆえ、作者が記したこの歌を、このとおりに受け取って、歌意を追求する必要があるだろう。

今右に述べたように、増鏡の作者はこの二首の歌を、両院の和解を祝う歌とみて、それにふさわしいように改作したと思われるが、そのことは逆に言えば、彼は、この二首（特に兼平の歌）が、両院の和解を祝う歌としては不適切な表現を含んでいると考えた、ということの意味する。実際、歌の趣旨がそのようなところにあつたとすれば、何よりも「みどりの小松」の意味が全く不明となり、単なる不適切な修辭とみるほかはないことになる（それゆえにこそ、増鏡の作者は、これを「枝そえて……」と作り改めたのであろう）。

したがって、この二首の歌意を探るに当っては、右のような前提を取り除いて、白紙に還元し、表現そのものに即して考え直さなければならぬ。

まず、この二首の歌は、表面上はあくまでも「ふしみ山」を詠んだものであるから、この伏見山、というよりも伏見山になぞらえられた「伏見殿」の検討からはじめると、この伏見殿は、あとで（第7節）引用する「伏見宮記録」によれば、「長講堂領」（先述）の一部であつたが、これに「上御所」と「下御所」とがあつた。本書にも△二一五三▽に、「下の御所の広所にて御ことはあり。うへの御所のかたに車ながらおかる」とあるとおりである（本書の諸記事から察するに、「両御所の相互の位置関係は、それぞれ宇治川の上、下流に臨んでいて、たしかに離れてはいるが、またさほど遠くはなかつたようである）。

ところが本書の場合、くわしく吟味してみると、右の箇所△二一五三▽以外では、上御所を「ふしみの御所」と呼び、下御所を単に「ふしみ殿」または「ふしみ殿の御所」と呼ぶという、きわめてまぎらわしい仕方で両御所を区別していることがわかる。（註）

したがって、当面の問題である△二一四一▽の、両院が御幸した「ふしみの御所」は、上、下の御所を総称しての「伏見殿」ではなく、下御所（狭義の、また本来の「伏見殿」）から区別される上御所であつたわけで、この上御所が「ふしみ山」になぞらえられているわけである（このことは、きわめて重要である）。

詳細は本節末尾の「注」にゆずるが、先掲の△二一四一▽には、

……松とりにふしみの御所へ、両院御幸なるに、……なか二日の御とうりうにて、ふしみ殿へ御幸など有りて……

とあって、「ふしみの御所」と「ふしみ殿」は別々の御所を指していることとみななければならない（玉井幸助氏は、「伏見殿へ御幸などありて」に注して、「前に『伏見の御所へ両院御幸なるに』とあるから、この十文字は不用のように思われる。ただ伏見殿で御酒宴が行われたことを言うために重ねて書いたのであろう」とされたが、「問はず語り研究大成」一七〇ページ）、これは、上・下御所の区別に気づかれなかつたためであるう）。

また、△二一五六▽の伏見御幸第三日目の記事に、

……けふはいたく暮れぬほどに、御船にめされてふしみ殿へ出でさせおはします。……還御なりてのち、また酒まゐりて……

とある「ふしみ殿」は、△四一▽の「ふしみ殿」と同一御所（下御所）をさすに相違なく、「出でさせおはします……還御なりてのち、また酒まゐりて……」は、川上の上御所から船で「ふしみ殿」すなわち下御所へ出御し、のち上御所へ「還御」して酒宴を再開したことを言っている。

いと解するほかはない（この△二一五三〇五六〇の伏見御幸の場合  
は、院は、まず下御所で兼平の子息「中納言中将」に今様秘事を伝授  
し、終つて上御所で酒宴が開かれ、「上御所」の近辺に「車ながら」待  
たせてあった白拍子二人が呼び入れられ、その夜も次の日も上御所で  
過し、第三日目の「いたく暮れぬほどに」、船で下御所へ出御し、夜更  
けて（「ふけゆくほどに」・「ふけぬれば」）上御所へ帰つて、また酒宴を  
再開し、夜のあけぬうちに京へ帰つた（「けさは夜のうちに還御とてひ  
しめけば」）、という次第であつた。（玉井氏は、「伏見殿とは上の御所  
の事と思われる。上皇のこのたびの滞在は下の御所で、上の御所はそこ  
から約千メートル東、淀川の岸近くにあつた」と注されたが（前掲書二三  
六ページ）、これは記事の誤読で、事實は逆であつたと思われる。また、  
富倉徳次郎氏訳「とはすがたり」の本文脚注では、「伏見殿へ出でさせ  
おはします」が、「下御所（船戸御所）より宇治川を下つて伏見山の下に  
出たのである。伏見殿は伏見御所一帯の総称でもあるが、特に伏見山  
西南面に宇治に臨む上御所をいう」（二八三ページ）と解されているが、  
「伏見殿へ出でさせ……」の解としてはいかにも不自然である。これ  
も玉井氏の場合と同じく、院の滞在場所を下御所と読み誤つたためにと  
らざるを得なかつた解釈であろう。次田氏が、「伏見殿へ出でさせおは  
します」の「伏見殿」を、「下の御所にあつた一殿舎」と解されたのも  
（前掲書三二二ページ）、その点、同様である）。

さらに、△四一〇五〇には、

ふしみの御所に御わたりのついで……しものびつつしもの  
御所の御あたり近くまゐりぬ。しるべせし人いできて案内するも……  
出御まぢまゐらするほど……、初夜すぐるほどに出でさせおはしま  
したり。

とあり、これは後深草院がひそかに二条を伏見に呼びよせた時のこと

を記すものであるが、二条はあらかじめ院の使者と打ち合せた上で、「し  
もの御所」近くまで来て、使者に出迎えられ、案内されてその「しもの  
御所」に入り、そこで上御所（「ふしみの御所」）から忍んでくる院を待  
ち受けたわけである（これは、二条がすでに院と訣別し、尼となってか  
ら約五年ののちのことだったのであるから、院がこの二条と会うのは隠  
密のことではなければならなかつた（……人知る便宜ならぬよしをた  
びたびいはるれば……）。それゆゑ、院は密会の場合を、自分が滞在  
している「伏見の御所」（上御所）ではなく、人目のすくない「しもの  
御所」と定め、そこへ二条を呼びよせておいて、「初夜すぐるほどに」、  
上御所からこっそり忍んでやってきたのであろう）。この場合も、「しもの  
御所」に対する上御所が「ふしみの御所」と呼ばれていることにな  
る。またしたがって、前記△二四一〇△二一五六〇で、この「ふし  
みの御所」に対して「ふしみ殿」と呼ばれている御所は、「しもの御所」  
であることになる。

思うに、このようなまぎらわしい呼称による区別は、作者が本書で、  
なんらかの事實を、隠蔽しつゝ仄めかすために、しばしば用いた微妙な  
臚化法の一つであつた。

ところで、富倉徳次郎氏訳「とはすがたり」の本文の補注（四三七ペー  
ジ）には、「伏見宮御記録」の嘉元二年〇三七月八日の条の、

……伏見故女院御沙汰候しか近年被申付遊義門院候。当時無子細  
候。是は長講堂領候。不可有別相伝之儀。……

を引いて、「伏見御所は長講堂領の一つとして東二条院に伝領される  
名目で、持明院統の重要な領であつたが、東二条院崩御後は後深草院の  
詔によつて遊義門院に伝えられたのであつた」（傍点、宮内）とされてい  
る。

だが、東二条院の崩御は、嘉元二年正月二十一日のことだったのであ



り、その半年後の七月八日の記録に、「近年……」とあるのであるから、遊義門院が伏見殿を譲られたのは、東二条院の崩御以前のことだったのでなければならぬ。

事実、「統史愚抄」の永仁六年<sup>二二</sup>七月二十四日と二十七日の条（「繼塵記」を引く）には、

廿四日。……法皇院（龜山）幸伏見殿新御所<sup>為遊義門院御所。近曾有経營云。</sup>。為御逗留。

廿七日。……遊義門院<sup>新院（後宇多）御同車。</sup>。為移徙幸伏見殿新御所。……法皇本院（後深草）幸同所。……先入御下御所<sup>古來稱伏見殿。</sup>。兩法

皇新院等御出座。供酒饌。自新院<sup>後宇多院</sup>被牽献牛于兩法皇。

とあって、永仁六年のころには、伏見殿の一部「新御所」が、遊義門院の伝領するところとなっていたことを証している。永仁六年は、嘉元二年の六年前に当るから、「伏見宮記録」にいう「近年」や、「当時無仔細候」の「当時」は、まさにこの永仁六年を指しており、「是は長講堂領候……」以下は、この永仁六年以後、「伏見殿新御所」が後宇多院妃遊義門院の御所という名目で、実質的には大覚寺統（龜山法皇）の管領するところとなったことに対する持明院統側（伏見院）の異議を申し述べたものと解される。

この「統史愚抄」の記事の内容は、あとで（第7節）再度分析するが、さし当り、この記事によって指摘したいことは、第一に、今述べたとおり、遊義門院が母東二条院の崩御以前の永仁六年（またはそれ以前）に、伏見殿の一部「新御所」を伝領していることであり、第二に、この「新御所」は、「古來稱伏見殿、是也」と注された「下御所」との位置・距離関係から判断して、「上御所」（△四一▽等）にいう「ふしみの御所」であるらしいことであり、第三に、遊義門院が、長講堂領の一部としての伏見殿を伝領したのは、伏見殿全体ではなく、「上御所」だけであって、

「下御所」は、永仁六年当時も、またそれ以後も、遊義門院の名儀とはなっておらず、したがって実質的にも龜山・後宇多院の手中に帰してはなかった、ということである（「統史愚抄」の乾元元年<sup>一三</sup>すなわち永仁六年の四年後、また嘉元二年の二年前の、正月二十九日と二月四日、同六日の条には、「遊義門院幸伏見殿<sup>東二条院御所</sup>為御逗留儀」・「一院（後宇多）幸伏見殿<sup>古御所。</sup>東二条」・「中院（伏見）幸伏見殿<sup>東二条院御所也。</sup>」とあり、乾元元年に伏見殿の「古御所」すなわち下御所が、東二条院御所であったことを証している。この記事についても第7節で再述するが、この時遊義門院は、後宇多院御所を出て、自分の御所である新御所へは行かずに、母東二条院の古御所へ行って逗留したのであり、それは理由のあることであつた。また、嘉元二年の東二条院崩御の際は、葬送はこの伏見殿古御所で行われた。なお、「とはずがたり」の△一一三〇▽は、建治元年<sup>二二</sup>七五ごろのことを記すものであるが、そこには、後深草院に対して、同院が二条を寵愛することを非難した東二条院の言葉として、「……よろづめんぼくなき事のみ候へば、いとまを給はりて、伏見などにひきこもりて出家して候はんと思ひ候」と記されている。これによってみれば、東二条院は、すでにこの建治元年のころには、「伏見」すなわち伏見殿の伝領者となっていたと思われる。

右の永仁六年の場合、龜山院がまづ先に「新御所」に幸して逗留し、後深草院は、三日後にその新御所に幸するの、一旦下御所に入った上で、新御所へ行ったわけであるが、このことは、この永仁六年の時点で、龜山院が「新御所」の事実上の主<sup>あるは</sup>であり、後深草院は「下御所」をいわば自分の根城として、そこから「新御所」へ、むしろ客として出て行ったことを示しているとともに、両御所の位置・距離関係が、先述の△二一五二▽や△四一〇五▽の記事によって察せられる「上御所」と「下御所」との位置・距離関係と同一であることを物語っており、し

たがって、「続史愚抄」にいう「伏見殿新御所為遊義門院御所」は、「とはすがたり」にいう「うへの御所」・「ふしみの御所」と同一の御所であることを思わせる。「愚抄」は、「新御所」に「近曾有経営云」と注しているが、この場合の「経営」は、おそらく全くの新規造営ではなく、火災等の後の再建か、あるいはむしろ増・改築をいったのであるろう。すくなくとも敷地は、同一または隣接地域であつたらう。

以上でひとまず「伏見山」(伏見の御所)の問題の検討を終つて、つぎに、かの兼平の歌の、「ふしみ山……みどりの小松今日をはじめに」、が何を意味するかを考えてみよう。

この歌は、表面上はあくまでも九月(の供花後)の歌であるから(「御花はてて松(松茸)とり伏見の御所へ……」)、「小松」は、かの正月の子の日に引いて長寿をねがう小松をいうのではないことは明らかである。とすればつぎに、「みどりの小松」という語句からして、幼児を小松になぞらえたのではないかということが考えられ、後撰和歌集の、

左大臣の家のをのこ女子かうぶりし裳着はべりけるに

貫之

大原やをしほの山のこまつ原はや木高かれ千代の影みむ

(一三七四)

などには、兼平の歌との或る類似が感ぜられる。他にも、

後冷泉院稚くおはしましける時……  
大貳三位

相生のをしほの山の小松原いまより千代の影をまたなむ

〈新古今・七二七〉

少将敦敏子うませて侍りける七夜によめる 清原元輔

姫小松大原山の種なればちとせはここにまかせてをみむ

〈後拾遺・四三七〉

人のをさなきはら／＼の子ども裳着せかうぶりせさせせ袴せせ

源重行

などし侍りけるにかはらけとりて

〈後拾遺四 四七

いろ／＼にこゝだ千年のみゆるかな小松が原にたづやむれるる

等の類歌があるが、語句の類似の最もいちじるしいものは、

文治六年女御入内の屏風に  
後法性寺入道前関白太政大臣

今日よりは君にひかるゝ姫小松いく万代か春にあふべき

〈玉葉一三〉

であろう(作者は九条兼実。「女御」はその一女、後鳥羽院后、宜秋門院任子。文治六年女御入内時十六歳(『女院小伝』)。

しかし、もっと注目されるのは、源氏物語中の歌である。源氏物語における「小松」の用例は、子の日の小松の用例一回を除くと、

おひそめし根も深ければたけくまの松に小松の千代をならべむ

〈薄雲〉

そのかみの老木はうべも朽ちぬらむ植えし小松も昔生ひにけり

〈藤裏葉〉

若葉さすのべの小松をひきつれてもとの岩根をいのる今日かな

〈若葉上〉

の三例である。(これに、「末遠きふたばの松にひきわかれいつか木高きかげを見るべき」〔薄雲〕をつけ加えたい)三例とも、前諸例と同様に、幼児、年少者を小松になぞらえて詠んだもので、殊に第一例〔薄雲〕の、「たけくまの」松に小松の千代をならべむ」は、その発想がかの兼平と院の歌に似かよっている。

これは、源氏が明石姫君を二条院に引きとるについて、我が子との別れを歎く明石上を慰めた歌で、「小松」は明石姫君を、また「たけくま

の（相生の）松」は、源氏自身と明石上をさす。

元来、本書の、特に私のいわゆる第一プロットにおけるプロットそのものや表現は、源氏物語の、源氏と明石上・明石姫君との交渉を描く巻々のそれに、めざましく照応していて、作者がそれらを意識的に撰取したことを思わせるものがあり、この点はあとで（第6節）もう一度とりあげるが、さし当り一つだけ証例をあげておくと、右に挙げた「薄雲」の歌の直前では、母明石上と別れて二条院に引きとられる明石姫君が、この春よりおほす御髪、尼そぎのほどにてゆらゆらとめでたく、つらつきまみのかほれるほどなど、いへばさらなり。

と描かれているが、本書の△二一五△（素材事実の時期としては、かの△四一△の両院伏見御幸の直前の出来事の記事）には、母二条と対面した女兒が、

二月よりおふされけるとて、いこいことある髪すがた、夜目にかはらずあはれなり。

と描かれている。これはとうてい偶然の暗合とは思えない。

「伏見の御所」と「小松」について、以上考察してきたところをふまえて、かの兼平の歌を読み直してみると、次のようなことが考えられる。

兼平の歌（「ふしみ山いく万代かさかふべきみどりの小松今日をはじめに」）の「みどりの小松」は、単なる無意味な修辭ではなく、「伏見の御所」になんらかの關係のある或る年少の人物をなぞらえたものであり、その人物は、かの、のちに「伏見御所」（「伏見殿新御所」・「上御所」）の伝領者となった後深草院皇女始子内親王（弘安二年十歳）その人だったのではなからうか。

そして、兼平が、「ふしみ山」を、「今日をはじめに」「いく万代か」榮えるであろうと祝ったのは、彼が、後深草・龜山両院の「伏見の御所」

御幸（弘安二年五月）のこの日を、後深草院皇女始子の上に関する、両院の、何事かの取りきめ——おそらくは同皇女と龜山院皇子後宇多天皇との婚儀の取りきめ——の整う日、とみなしていたことを示すものではなからうか（先述のように、弘安二年から十九年後の永仁六年七月、処も同じ伏見殿新御所で、後深草・龜山両院、後宇多院、遊義門院が一堂に会し、両院の和解と、遊義門院が正式に後宇多院妃となるについての、固めの盃がかわされ、後宇多院は両院に牛を引きすすめたのであったが、それは実に十九年越しの懸案の解決だったのだ、と私は考える（第7節、参照）。

私は、本作品に挙げられた数多くの歌は、作者二条自身のものよりもより、作者以外の人物の歌も、実は、その多くが、本作品の執筆時ににおける作者の創作になるもので、かの兼平と後深草院の歌もその例に洩れないであろうと考えているが、たとえそうではないにしても、作者は△二一四△においては、両院の伏見御幸の真の意味を、一方では秘匿しながら、他方では、「みどりの小松けふをはじめに」というこの兼平の歌の一句によって、わずかに仄めかしたのであるう、と思われる。

（注） 本書には、「ふしみ殿（の御所）」・「ふしみの御所」は、計十四回出てくる。章段でいえば十二回である。「ふしみ殿」は△四一△・△四六△・△五〇△・△五六△の四段に、「ふしみ殿の御所」は△一一六△・△一一九△・△一二七△の三段に、また「ふしみの御所」は△二二△・△四二△・△一〇五△・△一二二△・△一三二△の五段にみえる。

1、「ふしみ殿」

四箇所のうち、△四二△と△五六△については、それが「うへの御所」に対する「しもの御所」を指していることを本文中で述べたが、そこからすれば、△四六△の、「……ふしみ殿にてあるべしとて六条院の女樂をまねばる」と、△五〇△の、「……ふしみ殿へいらせおはしますとて、たちいらせ給ひたり」の場合も、本来の「伏見殿」すなわち下御所をさすことになるう。

2、「ふしみ殿の御所」

イ、(一一六)。「御葬送はふしみ殿の御所とて、法皇(御深草)の御方も、遊義門院の御方も入らせおはしましぬとうけたまはれば……」とあり、東二条院の葬送の場所としてあげられている。「続史愚抄」嘉元二年正月二十一日の条に、「東二条院崩于伏見殿古御所」とあり、この「古御所」は、いうまでもなく「新御所」(上御所) に対しての称で、本文中で引いた「下御所古来称伏見殿是也」をさす。これは以前から東二条院の御所となっていたことは本文中で述べた。ロ、(一一九)。右と同年の後深草院の葬送の折の記事で、「……伏見殿の御所さまを見まわらすれば、この春、女院の御かた御かくれのをりは、二御方(後深草院と遊義門院)こそ御わたりありしに……」とあり、文意からして、この場合の「伏見殿の御所」も、前記(イ)の場合と同一の、下御所であることが明瞭である。

ハ、(一二七)。「ふしみ殿の御所へまゐりたれば、御仏事はじまりたり……」というもので、後深草院一周忌の法事の記事であり、「ふしみ殿の御所」は、前二例と同一御所すなわち下御所をさす。

これに関連して、本段にはつぎのような甚だ興味深い叙述がある。

「……つぎに遊義門院の御布施とて……むなしき庭にのこりて候ひしかども、御仏事はてしかば、還御いししとひしめき侍りしかば、たれにかこつべき心ちもせで……。持明院の御所(伏見院)、新院(後伏見院)、御聴聞所にわたらせおはします御透影、……。又、院(後宇多院)御幸ならせおはしまして一つ御聴聞所へいらせおはしますを見まわらすにも、御あとまで御栄えひさしく、ゆゆしかりける御事かなとおぼえさせおはします」

とあるが、「続史愚抄」嘉元三年七月十六日の条には、「後深草院一回聖忌。於伏見殿被行七僧法会……其後中院(伏見)新院(後伏見)亦女院玄輝門院、永兼幸院等還幸」とあって、後宇多院・遊義門院の御幸・還幸のことが見えていない。これは、右の「とはすがたり」の記事からみて、つぎのように解釈される。

「一三一・一三三」および「続史愚抄」徳治二年七月十六日の条によれば、後深草院三回忌の仏事が、深草法華堂で遊義門院の沙汰によって営まれたが、同女院はそれに先き立って「伏見の御所」に幸していた。また後宇多院も当日以前に、おそらく上記「伏見の御所」(すなわち妃遊義門院の御所)に幸していた(かねてより院御幸もならせおはしまして)——この「院」を伏見上皇とする玉井・次田氏の注は、右の「続史愚抄」の記事にもとづく誤解である。「愚抄」

はこの場合も、後宇多院の名を書き洩しているのである。「院」は、(一二七)の場合と同じく後宇多院でなければならぬ。

この三周忌の場合からすれば、(一一七)の一周忌の場合も、後宇多院と遊義門院は、当日以前に「伏見の御所」すなわち同女院御所たる新御所に幸して、当日はそこから下御所に幸し、仏事が終って再び新御所へ「還御」したのもと思われる。「愚抄」の当日の記事に、この両院の「還幸」のことがみえないのはそのためであるに相違ない。そして二条が「むなしき庭にのこ」っていたのは、女院の還御の姿を拝しようとして待ち受けていたのであり、「還御いししとひしめ」いたために近づけなかつたのであろう。また「院御幸ならせおはしまして一つ御聴聞所へいらせおはしますを……」というのは、後宇多院が妃の遊義門院と一つ御聴聞所に入ったことをいっているのであって、「持明院の御所」(伏見)や「新院」(後伏見)と同座したというのではない。「御あとまで、御栄えひさしく……」とは、後深草院の崩後も、皇女遊義門院と後宇多院とが睦しい間柄であることを慶賀したものに相違ない。要するに本段(一二七)も、巻五の他の諸段と同様、作者の叙述の眞の焦点は、遊義門院にあったのである。

3、「ふしみの御所」

五箇所のうち、(四一)の場合には、「ふしみ殿」(下御所) に対しての上御所をさすこと、また(一〇五)の場合も、「しもの御所」 に対しての上御所をさすことを、本文中で述べたが、他の箇所についてみると、

イ、(一一二)。「御四十九日も近くなりぬれば、……その日は伏見の御所にまゐるに、御仏事はじまりつ、……ころしも長月のはじめにや、露も涙もさこそあらそふ御事なるらめと、御簾のうちも悲しきに……」とあり、後深草院の四十九日忌の仏事の記事であるが、本段の前の(一一〇)に、「女院(遊義門院)の御かたの御思ひ、おしはかりて、『春きせしかすみの袖に秋霧のたちかさぬらん色ぞ悲しき』とあるところからすれば、……御簾のうちも悲しきに」も皇女遊義門院の悲嘆を思いやつたものに相違ない。

「続史愚抄」嘉元二年九月五日の条には、「此日、故院七々日御忌。被行曼茶羅供於伏見殿……次為遊義門院御沙汰被行七僧法会……」とあるから、この日はまず「伏見殿」(下御所) で「曼茶羅供」が、次いで遊義門院御所(上御所) で「七僧法会」が行ぜられたと思われる。したがって、この(一一二)の場合も、「伏見の御所」は上御所をさすであらう。

ロ、△二三〇。本段については前項(2)の(ハ)でも触れたが、「七月のはじめのころより、すぎにし御所の御三めぐりにならせおはしますとて、ふしみの御所にわたらせおはしませば、何となく御あはれもうけたまはりたく……御所の御あたりちかく候ひてよそながら見まゐらせんなど候ひしに……」とあって、後深草院の三周忌(七月十六日)をひかえて、遊義門院が七月はじめごろから「伏見の御所」に幸して逗留したことを記している。十日ほど滞在したのであるから、これは同女院の、以前からの御所であった「伏見殿新御所」すなわち上御所であつたろうと思われる。「御あはれもうけたまはりたく」「よそながら見まゐらせん」とは遊義門院をさして言っているのであるから、「御所の御あたりちかく」は、この同女院の御所たる上御所でなければならぬ。

なお、本段のつぎの△二三〇は、前項(2)の(ハ)でも触れたように、深草法花堂での三周忌法事の当日の記事であるが、

「かねてより院御幸もならせおはしまして……。御幸の還御はこよひならせおはしませぬ。御所さまも御人すくなに、しめやかに見えさせおはしませぬも、そぞろにもかなしくおぼえて、かへらん空も覚え侍らねば、御所ちかき程になほやすみていたるに……」

とある。前述(2)の(ハ)のように、「院」は後宇多院であつて、「御幸の還御」は、法事終了後の、後宇多院と妃遊義門院の、深草法花堂から、かねて逗留中の上御所への還御をいう(このほかの解釈は成り立たない)。そして、二条が「御人すくなに」なつた「御所」の近くに「お居留つたのは、遊義門院を慕つてのことであつたのであるから、同女院はやはりこの「御所」に還御(後宇多院とともに)したのであり、この「御所」はやはり同女院の御所、上御所(「伏見の御所」)であつたとみるほかはない。

以上、四箇(△四一〇・△四一〇五・△四二二〇・△四三二〇)の「ふしみの御所」の用例は、すべて、作者がそれを「ふしみ殿」・「ふしみ殿の御所」から区別して、後二者が狭義の(本来の)伏見殿たる下御所をさすのに対して、上御所(遊義門院伏見殿新御所)をさすと呼びとして用いたことを示している。そこからすれば、残り一つの用例、△二二〇の「伏見の御所の御程なるが……」も同様であるとみることができよう。

以上の検討によつて、本書においては、「ふしみの御所」は、おそくとも永仁六年(またはそれ以前)に遊義門院の御所となつた伏見殿新御所(上御所)

をさし、「ふしみ殿」または「ふしみ殿の御所」は、同古御所(下御所)をさしている、ということが明らかになつたと思う。

### 5 「はぐくみまゐらせられよ」

弘安二年七、八月のころ、すなわち前記△二四一〇の、両院の伏見御幸に関白鷹司兼平が参すべくして参じなかつた五月のころからしばらく経つて、兼平が後深草院御所に祇候し、接待に侍つた二条に親しく言葉かけた△二二五二〇。

八月のころにや、近衛大殿御参りあり。後嵯峨の院の御かくれのをり、「かまへて御覧じはぐくみまゐらせられよ」と申されたりけるとて、つねに御まゐりもあり、又もてなしまゐらせられしほどに、常の御所にてうちうち九献などまゐり候ふほどに、御覧じて、「いかに、行くへなくききしに、いかなる山にこもりゐて候ひけるぞ」と申さる。……

兼平がこうして院御所に祇候するのは、院の父、故後嵯峨法皇が文永九年七二の崩御時に、「かまへて御覧じはぐくみまゐらせられよ」と言い遣したためであるとされているわけであるが、法皇はその時兼平(当時、前関白・前太政大臣。四十五歳)に、一体誰をはぐくむことを依頼したのでらうか。

それは、表面的には、後深草院についてであつたと考えるほかはないように見え、従来格別問題とされたことがないようである。

しかし後嵯峨院は、もともと後深草院よりも、その同母弟龜山院を寵愛し、正元元年五九には前者(十七歳)に代えて後者(十一歳)を帝位につけ、しかも崩御の四年前の文永五年六八には前者の皇子熈仁(四歳)をさしおいて、後者の皇子世仁(二歳)を皇太子に立てた。そして他方、兼平は、世仁親王の踐祚(後宇多)の翌年(建治元年七五)には摂政と

なり、翌々年（建治三年）には天皇の元服に加冠の役をつとめ、爾後この後宇多天皇の在位（龜山院の院政）の全期間を通じて、摂政・関白としてこれを輔翼した。

それゆえ、この後嵯峨法皇が、文永九年<sup>七二二</sup>の崩御に際して、この兼平に、龜山・後宇多ならぬ後深草上皇を「かまへて御覧じはぐく」むように言い遣した、というのは、きわめて疑わしいこととしなければならぬ。

まして、当時後深草院は、すでに讓位後十三年を経た三十歳の壯齡であつたが、この院を「はぐくみまゐら」すように依頼したというのは、不可解と言わざるを得ない（尤も、「はぐくむ」という語は、幼児を養育するという意味のほかに、幼児にかぎらず、人を親身に世話し、面倒をみるという意味にも用いられていたようであるが（『岩波古語辞典』等による）、こころみに源氏物語におけるこの語の用例二十二箇（木之下正雄氏「源氏物語用語索引」にあげられた二十箇例のほかに、なお二箇例を補つた）を検討してみると、大半は幼少児の養育をいうが、他はすべて成人の男性が、年若い女性を親身に世話することをいっていることがわかる。ただ「權」の、源氏が源典侍に向つて、「親なしにふせる旅人とはぐくみ給へかし」と言ったのは、一見例外のように思えるが、これは、源氏がかつて（『葵』）「をばをとど」（『祖母殿』）とたわむれに呼んだ源典侍をからかった戯語であつて、この場合はいわば自分を幼児に見立てているのである（この時、源典侍は七十、または七十一歳、源氏は三十二歳）。

それでは、「はぐくみ」の対象は、誰であつたらうか。それは、ほかならぬ後深草院皇女始子内親王（後嵯峨院皇孫女。文永九年には三歳）であつたに相違ない。

本書の八一・八・九Vには、文永七年のこの皇女の誕生の記事八一

七Vに引きつづいて、

このたびはひめ宮にてはわたらせ給へども、法皇ことにもてなしま  
みらせて、五夜七夜などことに侍りしに、七夜のよ、ことどもはてて、  
院の御かたの常の御所にて、御物がたりあるに、……

とあつて、その七夜の夜（八月下旬）に法皇の魂魄の怪異が起り、九月に法皇は発病して、翌年二月に崩じたとされている（実際には、皇女の誕生は、文永七年の九月であり、法皇の崩御は翌々年の文永九年であつた）。

前述のように法皇は、文永五年に龜山天皇の皇子世仁を立てて東宮としたが、このことは、後深草上皇の不満をいっそうつのらせたはずで、法皇は晩年には、みずから蒔いた種ながら、後深草・龜山両院の不和と皇統の分裂を憂慮するところがあつたであろう。そして後深草院正妃東二条院の懷妊に當つては、皇男孫の出生を期待し、それを東宮世仁の次の皇位継承者としようという考えを持っていたのではなからうか（後深草院には、すでに洞院実雄女愔子（玄輝門院）の生んだ皇子瀨仁があつたが、これは、当時発言力の強かつた法皇妃大宮院（洞院実雄が對抗していたその実兄西園寺実氏の女。後深草・龜山両院の生母。東二条院の姉）の意に沿わなかつたであろう——この大宮院については第7節で再度言及する——。また、すでに東宮となつていた世仁親王も実雄女愔子（京極院。愔子の姉）の所生であつたから、後嵯峨院自身にしても、できれば、さらに瀨仁を世仁の次の皇位継承者とすることを避け、西園寺家出身の東二条院所生の皇子を立てたい気持があつたであろう。世仁が、誕生半年後には立親王、次いで皇太子となつたのに対し、二歳年長の瀨仁が建治元年十一歳で東宮となるまで立親王のこともなく、またその生母愔子が弘安三年に至つてようやく従三位に叙せられたのも、上のような事情によるものであつたらう）。

期待に反して、生れたのは「姫宮」であったが、法皇としては、それならばそれなりにまた思いめぐらすところがあつたであろう。もはや東二条院（文永七年には三十九歳。この時もまたそれ以前にも、御産は難産であつた）には皇子の出産は望めなかつたから、将来、東宮世仁にこの「姫宮」を娶合わせ、それによって両院の対立を解消し、統一をはかろうという考えが、すでにこのころ法皇の心に胚胎していたのではないか、「このたびはひめ宮にてはわたらせ給へども、法皇ことにもてなしまるらせて……」というのは、そのような意味においてではなかつたか、と私は臆測する。

さて、他方この「姫宮」（始子）は、つぎに引く△三一五七▽の記事でもわかるように、出生以来後深草院御所内の東二条院御所（おそらく院の「常の御所」と棟つづきかまたは廊つづきの建物）内で養育されていた。△三一五七▽は、

……有明の月御参りのよし奏す。やがて常の御所へいれまゐらせらるれば、……御前に候ふに、そのころ今御所と申すは、遊義門院いまだ姫宮におはしまししころの御ことなり、御なやみわづらはしくてほどへ給ひける御祈に、如法愛染王行はるべきこと申させ給ふ。……いつよりも御物がたりのほどさぶらふも、……宮の御かたの御心ち、わづらはしく見えさせ給ふよし申されたれば、きといらせ給ふとて……

というもので、かの「有明の月」が、後深草院御所に祇候し、院の姫宮の病氣御祈の修法を依頼されたこと、二条はその場に侍っていたところ、姫宮の病氣のぐあいがよくないとのこと、院が座を外して姫宮のところへ行っている間に、有明に口説かれ、帰ってきた院にそれを盗み聞きされたことを叙しているが、右に引用した有明の祇候の場面・状況は、今問題にしている△二一五二▽の兼平の祇候のそれ（先掲）と酷似し

ている。

そこで、△二一五二▽の、兼平が、後嵯峨法皇の遺言に従つて、折々後深草院御所に「御まゐり」した、というのは、実は直接には院皇女始子に祇候したものであり、院はその兼平を自分の「常の御所」で「もてなし」たのであろう、と思われる。弘安二年七、八月のこの△五二▽の場合には、兼平は始子の件について、後深草院となんらかの打ち合わせまたは報告のために祇候したのであろう。

作者は△五七▽の場合とは異なつて、ここでは姫宮の名を表面に出さず、かの△四一▽における「みどりの小松」と同様に、「はぐくむ」の一語によつて、文字どおり院の背後に隠れている姫宮の存在を暗示しようとしたのではなからうか（作者が△五七▽の有明の院御所祇候の場合はその名を出し、△五二▽の兼平の祇候の場合は出さなかつたのは、前者の場合には、姫宮の存在が有明の祇候と自分との関係にとつて、直接のかかわりがなかつたのに対して、後者の場合は、それが兼平の祇候と自分との関係に直接かかわりがあつたために、臙化して仄めかすにとどめたものと思われる。兼平が二条の三、四月の失踪事件を話題にしたというのも（作者がそれをくわしく書き記したというのも）、そのことを物語っているであらう）。

## 6 二条と源氏物語の明石上

以上、△二一三八・三九・四一▽および本稿では言及をはぶいたが△四一五・四六第一段▽に語られた弘安二年春以来の一連の催し事や行事には、後深草皇女始子の存在が、或る重要なかわりを持っていたであらう、という推測の裏づけにとめてきたが、さらにすすんで、△四六第二段以下△五一▽に語られた伏見殿での「六条院の女楽」の催し、その際に起つた悶着、二条の院御所出奔・失踪・帰参・女兒との対面、とい

う一連の出来事は、この弘安二年のころ、龜山院皇子後宇多天皇と始子内親王との婚姻問題が、兩統和解・皇統統一のいわば鍵として持ち上っていたであろうこと、またそのゆえにこそ始子の実母としての二条が、かのいくつかの催し事のヒロインとして登場する（登場させられる）ことになったのであろうこと、を推測させるものがある。

この私の推測の根拠の一つは、本書のこの辺りの構想や筋の運びや場面や表現と、源氏物語の、明石姫君の東宮女御入内前後のそれとの間の、いちじるしい照応・類似にある。

福田秀一氏は「中世文学における源氏物語の影響Ⅰ」とはすがたり』について「『中世文学論考』所収）の中で、一般に源氏物語は、「素材や話題の提供源」、「発想・表現の型の宝庫」として、中世文学作品に多角的な影響を与えただけでなく、「中世貴族の日常生活」を「ある程度支配して」おり（九ページ。傍点、宮内。以下同じ）、「とはすがたり」△二四六△の、後深草院が龜山院との競技の負態として催した「六条院の女楽」も、「作者の構想以前に、宮廷での『源氏』傾倒を示す」一例である、と説かれた（二六ページ）。

この福田氏の指摘は全く正しいが、私はさらに一歩進んで、「とはすがたり」に描かれたこの「六条院の女楽」の催しは、単に架空の物語の一場面が、現実の生活の中にとり入れられた——まさに「人生」が「芸術」を模倣した——というだけのものではなく、この催しの発案者（それは後深草院自身かまたはその最側近者であつたらう）は、或る現実的な動機にもとづいてこの劇を仕組んだ——「人生」が「芸術」を利用した——のではないか、と考える。

これをもう少し具体的に言うると、かの一連の兩院同座の催し事のたびごとに、主役的な役柄をつとめてきた二条が、この「女楽」に当っては、他の院女房たちよりも一段劣った役柄をはじめから振り当てられた

のは（「なぞしも、かならず人よりことに落ちばなる明石になる事は」）、当時彼女に押しつけられようとしていた現実の境遇や立場が、源氏物語の明石上のそれに、或る点でよく似ていたためだったのであって、院または事情を知っていたその側近者は、むしろそのことのゆえに「六条院の女楽」を企画し、それによって二条をして現実の彼女が置かれようとしていた境遇や立場を納得させ、また関係者（主に龜山院）にもそれを披露しようとしたのではなからうか。

しかしこのことは、つぎに述べる第二点と考え合わせることによって、はじめて明らかになるだろう。

福田氏は、本書巻三の△六六△の、臨終の有明と二条の歌を記した箇所について、「この部分は、表現からみて、臨終の柏木と女三の宮との贈答（「柏木」を受けていると思われる。と言うことは、作者は自身と有明と院との間柄を、女三宮と柏木と源氏とのそれに擬しているのであつて……」（七ページ）と言われ、また、作者と後深草院との関係について、「……こういう関係は、勿論作者自身の体験事実ではあるが、そこには光源氏と紫上との関係が、多分に重ね合わせて設定されているのであつて……」（九ページ）と言っておられる（さらに、巻一における二条と後深草院および雪の曙との関係についても、「このあたり作者は、自らを浮舟によそえ、院と男（曙）とをそれぞれ薫と匂宮に配している観がなくもない」（五九ページ）とされた）。

これらの福田氏の指摘は、私の見るところでは、巻二、三の、△三八△以下における第一プロットの記事についても（むしろ福田氏の指摘された箇所以上に）当てはまる。

そこでは、二条と、後深草院（東二条院）・「夢の面影の人」△五一△との間柄が、明石上と、源氏（紫上）・明石姫君とのそれに擬せられているようにみえるだけでなく、この場合は、「作者自身の体験事実」



に源氏物語のストーリーを「重ね合わせ」て場面・状況を設定する、という作者の制作技巧の問題以前に、むしろ「作者自身の体験事実」そのもの、すなわち二条とかの女兒や院や女院との現実の間柄が、源氏物語における明石上と明石姫君や源氏や紫上との間柄によく似かよった形で現実展開した（展開しなかった）こと、作者はそのことを十分意識して、その上で、明石上の境涯に似た（似かけた）その体験事実を、或る程度潤色したり隠蔽したりして記したのであること、を思わせる。

この私の推測の直接の根拠である両作品の記事内容や表現の類縁・照応関係を、つぎに逐一列挙してみよう。

1、明石上の父明石入道は、大臣であった者の子孫であったが（「親、大臣の位をたまちたまへりき」△明石▽）、近衛中将の官を辞して播磨守として地方に下り、前途に望みを失って出家し、ただ娘の将来のみに期待をかけていた△若紫▽。源氏の須磨流謫を聞き知って色めきたち、娘を源氏に結びつけようとして八方心を配り、源氏に持ちかけた△須磨・明石▽。なお彼は琵琶を得意としていて、源氏の前で弾いたりした。娘の明石上も琵琶が巧みで△明石・薄雲▽、かの六条院の女楽にも彼女が弾いたのは琵琶であった△若菜上▽。（△明石▽に、「……御物語残りなくきこえて……このむすめのありさま、とはすがたりにきこゆ」……かうきこゆるとはすがたりに、隔てなき心のほどは……」とあって、「とはすがたり」の語がこの箇所に出ていることは一応注目される。ただし、この語は源氏物語には、他にも十回以上用いられている）。

他方、「とはすがたり」では、作者二条の父、大納言雅忠は、太政大臣通光の子で、大臣になる前に近衛大将を経たいと思っているうちに後嵯峨院の崩御にあい、出家を願い出て許されず、やがて病没したのであったが、臨終の床に迎えた後深草院に、院の胤を宿した娘二条への愛顧を懇願し、還幸に際しては父通光秘蔵の琵琶を献上した△一一〇〇〇一

二▽。二条は七歳の時から琵琶を習い、後嵯峨院五十賀の試楽には、弾奏の賞に院から琵琶をたまわった△二一四六▽。かの「女楽」模擬に、明石上の琵琶を振り当てられたことはいうまでもない△四六▽。

2、さて源氏は明石の上と契り、しだいにしげしげと通うようになるが、それにつけても、京に残した紫上の嫉妬が気にかかり、先手を打つように、明石上のことを仄めかす手紙を送る△明石▽。この関係は、「とはすがたり」における後深草院と東二条院と二条との関係に対応する（ただし、紫上の明石上に対する態度と、東二条院の二条に対する態度は、むしろ対照的である）。また「源氏」の、

例より御文こまやかに書き給ひて、奥に、「あやしくものはかなき夢をこそ見はべりしか。……」など書きて、……△明石▽は、「とはすがたり」の、

……文あり。いつよりもむつまじき御言の葉多くて、「むば玉の夢にぞみつるさ夜衣あらぬ袂をかさねけりとは。……」△一一二三▽に微妙に対応し（後者の院の文は、二条に送ったものではあるが）、語句も類似して、後者は前者の影響によって書かれたと思われる。以上は、とり立てて指摘するほどのことはなからうけれども、いわば本題の伏線としてかかげたのであるが、次に、

3、明石上の懐妊前後の記事に、その頃は、夜がれなくかたらひ給ふ。六月ばかりより心苦しき気色ありて悩みけり。……ありしよりもあはれにおぼして、あやしうもの思ふべき身にもありけるかなと思し乱る△明石▽。とあり、「とはすがたり」にも、二条の懐妊前後の記事に、

十日ばかりかくて侍りし程に、よがれなくみたまつるにも……わが身さへ六月のころより心ちもれいならずいとわびしけれども……／ただにもなきなどおぼしめされて後は、ことにあはれどもかけさ

せおはしますさま、なにも、いつまで草とのみおぼゆるに：△一—六  
 〓一九〓

などとあって、「源氏」の影響のあとを示している。

4、源氏は須磨から帰京後の翌年三月、明石上の女兒出産（二月）を知った。

三月朔日のほど、このごろやおぼしやるに、御使ひありけり。

とく帰りまゐりて、「十六日になん、女にてたひらかにものし給ふ」とつげきこゆ△濤標△（別の箇所にも「女にてあなれば、いとこそものしけれ」とあって、これは、「女にてさへあなれば」とある本も多

い由である（小学館、日本古典文学全集本第二卷二八一—二八二頁頭注による）とあるのに対して、「とはすがたり」の二条の女子出産の記事にも、

……女にてさへものし給ひつるを……。「……女にてなどはみえわくほどに待りつるを」など奏しける△一—二五△

とある。そして明石上の女兒の場合、

宿曜に「御子三人、帝后必ずならびて生まれたまふべし……」と勘へ申したりしこと、さしてかなふなめり△同前△

とあって、その予言通り、のちに中宮となるわけであり、源氏もそのつもりで大切に養育しようと考えていた。

……げにかしこき御心にかしづききこえむと思したるは、むべなりけり、と見たてまつるに……△同前△／太政大臣の后がねの姫君、……この君の人となり、宮廷に出だしたてたまはむ世の気色こそゆかしけれ△常夏△

「とはすがたり」の、二条の生んだ女兒についても、

天子に心をかけ、禁中にまじらはせんことを思ひかしづくよしきくも……△二—五一△

とあり、実父実兼は、この女兒が后妃となることを期待して大切に育

てていた、とされている（ただし、「天子に……」という語句は、「豊明絵草子」の詞書からとったものようである（松本寧至氏「とはすがたりの研究」三五七—三七三頁、参照））。

5、明石上母子は上京して母尼君伝領の大堰の山荘に入り、源氏はこれを訪ねて一夜を語り明かす。

……たそがれ時におはしましつきたり。……さる御心してひきつくるひ給へる御直衣姿……。夜一夜よろづに契り語り給ふ。……など来し方のことどものたまひ出でて、泣きみ笑ひみ、うちとけのたまへる、いとめでたし△松風△

他方「とはすがたり」にも、「雪のあけぼの」（実兼）が、亡父の中陰に、亡父邸に籠っていた二条を訪ね、一夜を語り明かす記事があって、状況も語句も「源氏」のそれを大幅にとり入れている。

なが月の十日あまりの月をしるべにたづね入りたり。……無文の直衣姿さなるさへ我が色にまがふ心地して……。……一とせの雪の夜のくこんのしき、……など、泣きみ笑ひみ、よもすがらいふ程に、あけ行くかねのこゑきこゆるこそ……△一—一六△

なお、後深草院が醍醐の二条の隠れ家に忍んで訪ねてきた時の記事も、ここに挙げておくべきであろう。

廿日あまりの月いづるころ、いとしのびて御幸あり。こよひはことさらこまやかにかたらひ給ひつつ、あけ行くかねに……／無文の御直衣に、おなじ色の御さしぬきの御すがたも……△一—二一△

6、源氏は明石姫君（三歳）を二条院へ引きとり、紫上にその養育をゆだねることにした。明石上は、自分の身分・家格の低さが、姫の将来にひびくことを慮って、姫を手放した。（のちに明石上が新造の六条院に迎えられてからも、姫は同じ邸内の紫上のもとで明石上とは別々に住んでいた）。

「とはず」△二一五二▽の二条の女兒（夢のおもかげの人）は、実は二条と実兼との間に生れ、ひそかに東二条院所生の後深草院皇女的身代りとされて、同女院のもとで育てられた始子内親王であつたろうことは、先掲の前稿や、本稿前章（一）で再々述べたとおりである。（二条は、はじめのころは院御所内の女院御所に入入して、この始子に親しく接していたが△五一一三〇▽、女院の不興を蒙つて出入りをさしとめられて以来△一一二五▽、同じ院御所内に住みながら、△二一五一▽に記す対面の時まで、長く会うことができないでいたであろう）。

ところで「源氏」の明石上は、

末遠きふたばの松にひきわかれいつか木だかきかげを見るべき。えも言ひやらずいみじう泣けば……△薄雲▽

と、姫との別れを悲しみ、源氏はこれを慰めた。

さりや、あな苦しと思して、「生ひそめし根もわかればたけくまの松に小松の千代をならべん。のどかにを」となぐさめ給ふ△同前▽  
「とはず」の二条の女兒との別れの場面も同様で、

「さらば、などや、いま一目も」といはまほしけれども中々なれば、物はいはねど、袖の涙はしるかりけるにや……△一一二五▽  
とあり、実兼は二条を慰めた。

「よしや、よも。ながらへてあらば見ることのみこそあらめ」などなぐさめらるれど……△同前▽

（なお、右の明石上と源氏の歌の「ふたばの松」・「小松」と、「とはず」△二一四一▽の兼平の歌の「みどりの小松」との関係については、前々節（二の4）で述べたとおりである）。

7、母明石上と別れる姫君の容姿は、

この春より生ほす御髪、尼そぎのほどにてゆらゆらとめでたく、つらつきまみのかほれるほどなど、いへばさらなり△薄雲▽

と描写されたが、「とはず」では二条母子の対面の場での女兒の容姿が、

二月よりおふされけるとて、いこいことある髪すがた、夜目にかはらずあはれなり△二一五一▽  
と描かれている（この項はすでに前々節（二の4）に引いたものであるが再度かかておく）。

8、明石姫君は、十一歳になった年の四月二十日すぎに、東宮女御として興入れするが、明石上は、源氏の「北の方」紫上に代つて姫の後見として付き添うことになり、八年ぶりに母子の対面が実現する。その前に姫の装着の儀がとり行われ、「御髪上げ」も同時に行われたが、この装着の際にはまだ明石上は列席を許されなかった。

御装着のこと、おほしいそぐ御心おきて、世の常ならず。……二月の十日、……かくて西の御殿に戌の時にわたり給ふ。御髪上の内侍などもやがてこなたに参れり。……子の時に御裳たてまつる。はは君のかかる折だに、え見たてまつらぬを、いみじと思へりしも……△梅ヶ枝▽かくて六条院の御いそぎは、（四月の）廿日あまりのほどなりけり。……かくて御まゐりは、北の方そひ給ふべきを、……かかるついでにかの御後見をや添へましとおぼす。……その夜はうへ添ひてまゐり給ふ。……立ちかはりて参りたまふ夜、御対面あり。……いとうつくしげに雛のやうなる御ありさまを、夢の心地して見たてまつるにも、涙のみとどまらぬは……△藤裏葉▽。「北の方」は、「とはず」△二一五一▽の「北の方」に通ずる）。

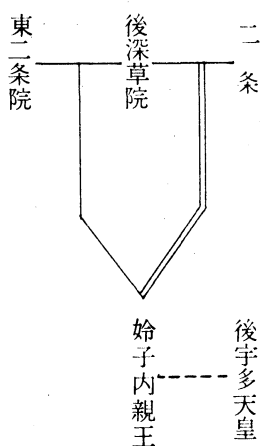
他方、「とはず」の場合、実兼のはからいによる二条の女兒との対面は、弘安二年の四月晦日（卯月のつごもりの日）のことであつた、とされている。（始子内親王は弘安二年には十歳であつた）。

この対面の日取りについて、実兼は、「五月ははばかるうへ……」と

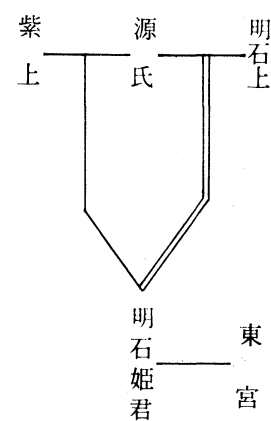
言っており、往時五月という月を忌んだのは婚姻に關してであったこと、また「二月よりおふされけるとて、いこいことある髪すがた」というのも、婚姻の前提としての裳着の儀に付帯する髪上げに關連するものであったろうこと、はすでに第一章第6節で述べた。

この母子対面も、「源氏」の明石上母子の対面の場合とほとんど全く同様に、女兒の、婚姻を見込んでの裳着の儀の前後に、女兒と久しく隔てられていた実母二条を、これに対面させたのではないか、と思われる。

以上のようにみてみると、「とはすがたり」の作者二条は、作品以前の素材事実の或る一局面において、源氏物語の明石上ときわめて類似した境遇を現実体験したのであらうと想像される。明石上の相手男性が源氏一人であったのに対して、二条の場合は後深草院と実兼の二人（第二プロットの有明は今ここでは考慮外におく）であった点が、主要な相違点であるが、二条の生んだ女兒は、現実（素材事実）の上でも、あくまでも表面は実兼の子ではなく、後深草院の皇女とみなされていたはずであるから、



の關係は、源氏物語における、



という關係に対比することができよう。ここからして、弘安二年の宮廷において二条が経験した諸事情は、およそつぎのようなものであらうと推測される。

後深草院皇女始子の生母二条は、文永七年に始子を生んで以来、始子の実母であるがゆえに院正妃東二条院（始子の表面上の生母、実は養母）の執拗な排斥の的となっており、また彼女は、弘安二年のころには、「雪のあけぼの」（実兼）との秘密の關係に加えて、「有明の月」（准后法助）との關係についての、後深草院のとった処置（院は、二条と有明との密通を有し、建治二、三年のころに二人の間にできた子を、自分の子として引きとることを約した。これは、院が二条を有明に下げ渡す氣になっていたことを意味する。しかし院はまだ二条への未練を残しており、東二条院への氣兼ねなどの板挟みになっていた）とによって、ほとんど追いつめられたような状態になっていた。しかも彼女は弘安二年には有明の第二男子を懐妊中であつた（八月に出産八三—六八）。

そこへ、弘安元年末以来、後深草・龜山兩院の和解の動きに付帯して、龜山院皇子後宇多天皇と、後深草院皇女始子内親王との婚姻問題が持ちあがった。そして両統間で婚姻に關する瀬踏みが、関白兼平を中心として進められるに當って、おそらく二条が始子の実母であることを聞き知っていたであらう龜山院が、この機会に、この「傾城」のきこえの高い

二条を自分に引き合わせることを求め、後深草院はこの求めに応じて、二条を、龜山院を款待する種々の催しの主役に仕立てさせた。

しかし二条は、自分が置かれてある立場（落ちこんでいる境涯）を自覚しており、「身のあやまちの行くすゑ」<sup>八一—二六</sup>を見定めていた。彼女は、とうてい自分が、かの源氏物語の、明石姫君の母明石上のように、始子の生母としての処遇を与えられる身ではないことを悟っていた。

彼女が、一連の催し事の最後のもの、すなわち「六条院の女楽」に際してのハプニングを直接の動機として御所を出奔して身を隠し、子（有明の子）を生み落してのちは出家する心組みでいたのも（……よきついでにうき世をのがれんと思ふに、しはすのころよりただならずなりにけりと思ふをりからなれば、それをしもむつかしくて、しばし、さらば、かくろへゐて、このほどすぐして、身二つとなりなばと思ひてぞゐたる」<sup>八一—四七</sup>）、実兼や院の説得にあつて御所に帰参したのち、龜山院の所望にもかかわらず引き籠っていたのも（……新院の御幸さへなりて、『女房たちあいしにたまはらん』など申させ給ふほどに、めむめむに心ことに出でたちひしめきあはるれども、よろづものおもはしき心ちのみして、つねはひき入りがちにてのみ侍りしほどに……」<sup>八一—四一</sup>。なお、この辺りの記事内容の年時の先後関係については、（4）に述べたとおりである）、さらに、同じころ始子に対面させられた時も、よそよそしい気持にしかなれなかつたのも（「天子に心をかけ、禁中にまじらはせんことを思ひかしくよききくも、人の宝の玉なれば、と思ふぞこころわろき」<sup>八一—五一</sup>）、すべてそのことを物語っている。

だが、弘安二年の四月のころまでは順調に進捗していたらしい始子の入内問題は、五月のころ（<sup>八一—四一</sup>）の、両院の伏見御所御幸のころを境にして、なんらかの事情で行きづまり、立ち消えとなった、と思わ

れる。その事情がいかなるものであつたかは推測がつかない。しかし史実としては、始子の立后が実現したのは、弘安二年から六年後の同八年のことだったのであるから、この弘安二年の場合は、どこかの時点で挫折したとみななければならないし、その時点は、本書の記事内容から推測すれば、同年の五〜七月であつたらうと考えられる。

というのは、素材事実の時期で言つて、<sup>八一—五〇・五一</sup>（四月。二条の御所帰参・女兒との対面）と<sup>八一—四一</sup>（五月。両院の伏見御所御幸）の次に当る<sup>八一—五二—五六</sup>（七、八月。兼平の後嵯峨院御所祇候とそれに引きつづいた今様秘事伝授のための伏見御幸）、<sup>八一—三七〇</sup>（八月。二条の御所退去）、<sup>八一—三二—三六</sup>（十月とされているが、事實は初秋七、八月で、八、九月の二条の出産<sup>八一—六八</sup>のすこし前であつたらう。両院嵯峨大宮院御所御幸）の諸記事は、両院の間がふたび疎隔しかけていたことを思わせ、また、後深草院が二条を兼平に取り持とうとしたり、大宮院が病氣にかこつけて両院を呼びつけ、酔いにまぎれて何やら泣きごとを言つたり、後深草院が、龜山院との間を疑つて、東二条院に同調して二条を御所から逐い出したりしたのも、四、五月のころ以前とは事態が一変したことを思わせるからである。

## 7 史的 背景

以上、数節にわたつて、「とはすがたり」卷二・三の第一プロットの諸段に記された出来事の背後には、弘安二年における後宇多天皇と始子内親王との婚姻問題があつたであろう、という点について、主として本作品の内部に見出される諸徴証によつて論証につとめてきたが、この、弘安二年に後宇多・始子の婚姻問題が起つたということ自体が、確実な史料の裏づけを持たない一つの仮説であることはいうまでもない。

しかし、この私の仮説の根拠は、弘安八年<sup>八一—二五</sup>以来、永仁二年<sup>八一—二四</sup>を

経て、永仁六年<sup>九八</sup>に至るまで（あるいはさらに正安四年<sup>〇三</sup>に至るまで）の間に、この両者——後宇多天皇（上皇）と始子内親王（遊義門院）——をめぐって現実についた出来事や事態にあるのであって、史実としてのこれらの出来事や事態の意味を分析してみると、これらの出来事・事態の発端は、弘安八年にあったのではなく、それよりもっと以前にあったであろう、そしてそれは、後宇多天皇が元服して后妃を迎えるべき時期に達した建治三年<sup>七二</sup>（天皇十一歳）以後の或る時点であったろうと思われ、これを本作品のくだんの諸記事の内容およびその推定年時と考え合わせると、その時点は、天皇十三歳・始子十歳の弘安二年<sup>七九</sup>であったろう、ということに落ちつくわけである。

そこで、右の弘安八年から永仁六年（あるいは正安四年）にいたる出来事・事態なるものを、本作品の外に出て、あらためて考察してみよう。

すでに繰り返して述べたとおり、後宇多天皇には、建治三年の元服の後も、久しく立后妃のことがなかった。これは当時としてはきわめて異例のことであって、後宇多以前の後鳥羽—亀山の八代の天皇のうち、十二歳で崩じた四条天皇と、二十三歳ではからずも帝位についた後嵯峨天皇とを除くと、他はすべて元服後三年以内に女御を迎えている。

このことは、言い代えれば、後宇多天皇が元服した建治三年正月以後、第三年目の弘安二年のころまでには、すでに后妃問題が盛んに取り沙汰されていたであろうことを思わせる（先掲の「増鏡、老いの波」の記事は、そのことを裏づけている）。

それにもかかわらず、元服後第八年の弘安七年までは立后妃のことがなく、同八年八月に至って、突如として始子内親王（十六歳）が皇后宮に冊立された。しかも始子はその後も入内せず、引きつづき後深草・東二条院の御所に居留した。これもまたきわめて異例のことに属する。

すなわち、皇后宮冊立の近い例としては、嘉祿二年<sup>二六</sup>七月、後堀川天皇の女御長子（鷹司院）が中宮にのぼったため、これに押しあげられた形で中宮有子（安喜門院）が皇后にのぼったケースと、弘長元年<sup>六一</sup>八月に、同様の事情で亀山天皇中宮嬪子（今出川院）に押し上げられて、同中宮侏子（京極院）が皇后にのぼったケースの二つがあるが（女院小伝・「増鏡」、参照）、始子の場合には、これらとは全く事情を異にしているのであって、後宇多天皇には、この時未だに中宮も女御もそなわっていないかつたし、始子は、皇女とはいえず、女御・中宮の段階を片時も経ずして一挙に皇后宮となったのであった。

また、弘安八年といえは、皇位継承問題をめぐって後深草・亀山両院の対立抗争が再び尖鋭化しはじめた時期であるが（後宇多天皇は在位十年を超え、したがって亀山院の院政も十一年、親政期を加えると十三年の長期に亘っており、他方、後深草院皇子熙仁親王も、東宮立坊後十年を閲していたわけで、東宮はもともと天皇より二歳年長でもあったから、持明院統側は焦慮の色を濃くしていたであろう）、この時期に亀山院・後宇多帝が後深草院皇女を皇后に立てたということ、また始子が皇后宮となりながら入内しなかったということ（それでいて、のちに後宇多上皇妃となったということ）は、これについての史家の言説を寡聞にして知らないが、たしかに説明を要する出来事である。

始子立后の直接の動機は、つぎのような点にあったと考えることができよう。

すなわち、弘安八年三月一日（それは、本書の八三七—七七七に記されたかの北山准后九十賀の第二日目に当っており、天皇・東宮・両上皇らが一堂に会していた。前日の式には、「遊義門院いまだ姫宮」も出座して、「増鏡、老いの波」には、「姫宮（遊義門院）、……常よりもことに美しうぞ見えたまふ。おはしますすらむとおもほす間のほと

りに、内のうへ（後宇多）、常に御まじりただならず、御心づかひして、御目とどめたまふ、などと記されている）、権大納言堀川具守女基子が、後宇多天皇の皇子（邦治。のちの後二条天皇）を出産した。この皇子は、皇子出産後にも、また皇子の立太子（永仁六年九八）の後にも、さらには踐祚・即位（正安三年〇一三）の後にも、叙位等のことがなく、ようやく延慶元年〇八（弘安八年から実に二十三年の後）の後二条天皇の崩御後に、従三位に叙せられ、准三宮・院号を宣下された（「女院小伝」）。この処遇は、天皇の皇子（のち天皇）の生母のそれとしては、甚だ薄いもので、彼女は、その出自等の関係で、終始後宇多天皇（上皇）の（嘗ての）一側妾の域を出なかつたわけである。

思うに、このことが始子の立后問題の生じた直接の動機であつたらう。というのは、かなり後年のことになるが、永仁六年九八六月の邦治親王の元服の儀と、八月の立太子の儀には、生母基子に代るものとして、遊義門院始子がその養母に立てられており（「統史愚抄」）、後述のように、始子はこの時期にはじめて正式に後宇多上皇の妃となつたのであつて、むしろ邦治親王の元服・立太子の儀に、立ててその養母とするために、正式の後宇多上皇妃とされたものとみられるからである。

龜山院は、自分の皇統が代々帝位を継承すべきであることを主張し期待してしたのであるから、後宇多天皇の次にはその皇子を帝位につけるか、またはすくなくとも東宮瀨仁親王の登極の際には自統の皇子を東宮に立てることをもくろんでいたのであろう。そして、そのことを可能にするためには、幕府の了解をとりつけなければならぬことは勿論であるが、できれば後深草院側をも納得させることが望ましいし、他方では、皇子のために、うしろだてのはかばかしくない生母に代るしかるべき養母を早く立てておく必要が感ぜられたであらう（もしその後者が皇子を生んだとすれば、それはまたそれなりに好都合でもあつたであらう）。

このようなねらいのもとに、龜山院が白羽の矢を立てたのが、ほかならぬ当の後深草院の皇女、始子内親王だったのであつて、皇子邦治の出生（三月）の半年後（八月）に始子が突如皇后宮に册立されたのは、およそこのような含みにおいてではなかつたらうか。

また、この始子の立后は、幕府の示唆によるものなのか、あるいは事前に幕府の了解を得たものなのか、一切不明であるが、後深草院側（実兼を含めての）は、これに対して積極的な姿勢を示さなかつたであらう、ということには言えるだろう。なぜなら、後宇多帝皇子が堀川具守女の腹にすでに生れていたという点で、前述の弘安初年の場合とは事情を異にしていたわけであるからである。

もちろん後深草院側にとつても、始子の皇后宮册立ということ自体は慶賀すべきことであつたらうし、立後の当日、後深草院御所で御遊が催されてもいる（「統史愚抄」）。しかし、この御遊が、皇居でなく、後深草院御所で行われたということは、事の実情を物語っているようであり、また事実、後深草院は、始子を入内させず、自分のもとにとどめおいた。同院にしてみれば、龜山院の意図は容易に見透すことができたであらうし、その虫のいいやり口を快く思わなかつたに相違ない。

さらに、龜山院が始子の立后にふみ切つたこと、また後深草院が始子を龜山院側へ渡さなかつたことには、或るもう一つの事情があつたのではないか、と私は思う。

すなわち、始子はこのころにはすでに長講堂領の一部を後深草院から伝領していたか、またはすくなくとも伝領予定者と目されていたのではなからうか。そして龜山院のねらいの一つは、始子を後宇多天皇の皇后とすることによって、その所領を自統側へ獲得することにあつたのであり、また後深草院は、そうさせないために始子を渡さなかつたのではなからうか。そしてまたこのことが、次に言う永仁二年の事件をひきおこ

したのではなからうか。

弘安八年の翌々年の弘安十年<sup>一七二七</sup>十月、幕府の奏請によって、ついに後宇多天皇は東宮(伏見)に讓位し、後深草上皇の院政がはじまった。翌々年(正応二<sup>二八九</sup>)には、伏見天皇の皇子胤仁(二歳)が東宮に立ち、龜山院は、後宇多院皇子邦治(五歳)の立坊の希望を絶たれ、東宮立坊の五ヶ月後には出家した(この一連の政局の変動が、関東申次西園寺実兼の幕府へのはたらきかけによるものであったことは、多くの史書の説くところである)。その翌々年の正応四年<sup>一二九一</sup>には、皇后宮始子は院号を宣下され、遊義門院となった。

ところが、その三年後の永仁二年<sup>一二二四</sup>六月二十八日、一つの珍事が出来た。後宇多院が、後深草院の御所、常盤井殿から遊義門院(二十五歳)を掠め取って、自分の御所、冷泉万里小路殿北殿(同南殿は龜山院御所)へ連れ渡したのである(「廿八日丁未。今夜遊義門院……不知幸所。是新院竊被奉渡于御所<sup>冷泉万里小路</sup>云。後為妃」(「統史愚抄」)。なお、翌永仁三年の正月五日には、南殿の龜山院が、ひそかに北殿に後宇多院・遊義門院を訪い、次に後二者が答礼御幸を行なっている(同上)。後深草院が後宇多院のこの挙に深く憤ったことはいままでもない(「愚抄」永仁六年七月三日の条、参照)。

「増鏡、さし櫛」には、後宇多院のこの所行の動機が、女院への恋慕にあったかのように記されているが(「皇后宮もこの頃は遊義門院と申す。法皇の御傍におはしましたるを、中の院いかなるたよりにか、ほのかに見奉らせ給ひて、いと忍び難くおぼされければ、とかくたばかりて、盗み奉らせ給ひて、……」)、事柄自体をみても、また前述のような弘安八年の始子立后時のいきさつからしても、そのような単純な動機のみによるとは考えられない。

その動機が奈辺にあったかを推知させるものは、永仁二年から九年後

の正安四年<sup>一三三〇</sup>、後宇多院の院政時に、龜山・後宇多院が再び起した右と甚だよく似た事件である。同年正月二十日、故宗尊親王女瑞子(三十歳)が、突如准三宮・院号(永嘉門院)の宣下を受け、後宇多院の妃とされた。これはその前年(正安三)に、瑞子が父親王の關係で、幕府の裁量によって室町院領を伝領したので、この瑞子を妃とすることに、対しては持明院統側から異議が申し立てられ、結局室町院領は兩統で折半して伝領することになったのであった(黒田俊雄氏、先掲書三四五、六ページ、参照)。(なお、「統史愚抄」の正安四年正月二十九日から二月十五日ごろまでの記事によって察するに、後宇多院妃遊義門院は、後宇多院がこの永嘉門院瑞子をあらたに妃に迎えたことに憤って、二十九日に院御所を出て母東二条院の「伏見殿古御所」に幸して逗留した(この時、同女院が、永仁六年またはそれ以前から自分の御所となっていた伏見殿上御所ではなく、母女院の御所、下御所に幸した点が注目される)。二月四日、龜山法皇と後宇多院は相次いで伏見殿に幸して遊義門院に對面し、慰留説得につとめたようである。翌日後宇多院は還幸したが、その翌六日には、持明院統側の伏見・後伏見兩院が伏見殿に幸して逗留した。十日には、龜山院は「俄に」ふたたび伏見殿に幸し、伏見院らと蹴鞠を催している。これは遊義門院の還幸方を再度説得し、かつ持明院統側に対して釈明と懐柔をこころみたものであろう)。

この正安四年の出来事から推すならば、永仁二年に後宇多院が遊義門院を掠取したのも、そのねらいは、同女院の身柄よりはむしろ同女院が伝領していたであろう長講堂領(の一部)を、自統側へ獲得することにあった、と断定してもよいのではなからうか。事実、次に述べるように、この永仁二年以後は、長講堂領の一部としての伏見殿上御所は、実質的には龜山院の管理するところとなった形跡がある。



永仁二年のこの事件は、四年後の永仁六年<sup>九八</sup>によりやく一応落着する。同年七月二十二日、伏見天皇は皇子、東宮胤仁親王（後伏見）に譲位し、院政をとることになったが、「統史愚抄」によればその直前の同月三日、後深草院と妃東二条院は、後宇多院の万里小路殿北殿に幸し、深更に及んで還御した（その時、龜山院は車を路次に立てて、両院を見送ったのち、後宇多院御所に入っている）。後深草院の万里小路殿御幸は、そこが後宇多院の御所となつて以来はじめてのことだ、「愚抄」には、「是依<sup>三</sup>遊義門院御事、有<sup>三</sup>御隔意<sup>三</sup>故歟」と注されている。この御幸は、後宇多院の遊義門院掠取事件以来の、同院に対する後深草院の隔意が解けて、後深草・東二条院が四年ぶりに皇女遊義門院に對面したものであつたわけである。

そして、先述（二二）の（4）のように、七月二十二日の讓位・踐祚の儀の翌々二十四日、龜山法皇は、経営成つた（近曾有経営云）「愚抄」の「遊義門院御所」たる「伏見殿新御所」に幸して逗留し、二十七日の遊義門院の「移徙御幸」（後宇多院同車）と後深草院の御幸を、この御所で待ち受け、後深草院は、一旦「伏見殿下御所」に入つたのち「新御所」に幸し、後深草・龜山兩法皇、後宇多上皇、遊義門院の四者が一堂に会して、酒饌が供され、後宇多院から兩法皇に牛が牽献された。

「繼塵記」を引く「統史愚抄」に録されたこの永仁六年七月の四者の会同については、管見では、従来史書にもあまり論及されたことがないようであるが、これは当面の問題にとつてもかなり重要な意味を含む史実であると思われる（「愚抄」のこの記事中で、後宇多院が「新院」と呼ばれているのは、七月二十二日の伏見天皇の讓位以前における称呼が、二十二日以後の記事に誤つて用いられたもので、二十二日以後は、「新院」と呼ばるべきは伏見院であつて、後宇多院は「院」と呼ばるべきである）。すなわち、かの建治三年の時（天皇・後宇多、東宮・熙仁）と

同様に、幕府の奏請によつて、後伏見天皇の踐祚に引きつづき、後宇多院皇子邦治親王が東宮に立つことになり（八月十日）、これによつて皇位繼承問題に一応のかたがつけられたことを機として、後深草・龜山兩院の、これまた一応の和解が成り立ち、遊義門院が正式に後宇多院妃となることを、後深草院が承認させられたのであつて、酒宴はいわば兩者の固めの盃であり、後宇多院が兩法皇に牛を引き進めたのも、そのことに關係するものであつたらう。

そして、おそらくここにも皇室領の伝領問題が介在していた。既述のように、伏見殿は全体として長講堂領の一部であり、後深草院の伝領するところであつたが、その伏見殿の一部、「伏見殿新御所」は、すくなくともこの永仁六年以前に、すでに遊義門院に譲られていたことが、右の「統史愚抄」の記事によつて知られるのであるが（伏見殿新御所<sup>為遊義門院御所</sup>、近曾有経営云）、兩院の会同に當り、龜山院がまず最初に「新御所」に幸して逗留し、三日後の遊義門院の移徙御幸を待ち受けていたこと、また他方後深草院が直接「新御所」に入るのではなく、一旦「下御所」に幸してそこから「新御所」に入つたことは意味深重である。

この事実から判断するならば、かの四年前の永仁二年の後宇多院の遊義門院掠取は、後深草院が同女院を一向に手放さないことに業を煮やし、実力手段に訴えて女院の身柄をうばいとり、實質的に院妃とするこゝとによつて（既成事実を作ることによつて）、女院の伝領した皇室領を大覚寺統側の手中に収めようという龜山院らのもくろみから出たもので、その後龜山院は自分の手で女院名儀の伏見殿上御所を修造し、それがあたかも永仁六年の兩院の和議の成るころおいに落成したので、女院の移徙御幸に先立って、新御所の事実上の主として、その検分や会同の準備の指図かたがたこれに幸して、女院や後深草院を待ち受けたのであろう。他方後深草院は、妃東二条院の名儀としておいていた伏見殿下御

所にひとまず入ったのち、そこから、今や皇女遊義門院の身柄とともに大覚寺統側にいわば乗っ取られた新御所へ出御したわけであろう。

ところで、永仁二年と同六年に両統間に起った右のような出来事や事態の背後には、関東申次西園寺実兼があつて、この実兼が糸を引いていたのであろう、と推測される。

正応二年一八の伏見天皇の即位のころ以来、京極為兼が天皇の寵を得て重用されるようになってからは、為兼の抬頭を（というよりも伏見天皇が為兼を重用することを）快く思わなかつた実兼は、（伏見天皇にその女鐘子を女御・中宮として入内させ（正応元年）、みずからは正応四年には太政大臣に栄進（翌年辞退）しながらも）、大覚寺統（龜山・後宇多）に接近しはじめたと思われる。

為兼は正応元年以後、官位累進し、ますます勢威を増大させていたが、永仁四年に幕府の奏請によって失脚し、同六年二月には捕われて佐渡に流された。この時の幕府の為兼排斥も、のちの正和四年一五の再度の配流の場合と同じく、実兼の幕府への申し入れによるものであつたらう。為兼の流罪の四ヶ月後には、伏見天皇は、参議経氏女所生の皇子胤仁（後伏見）に譲位し、その翌月には後宇多院皇子邦治（後二条）が東宮に立つたのであつたが、他方において実兼の女鐘子（永福門院）は、入内後年を経て（永仁二年は六年目、同六年は十年目）皇子を生むことがなかつた。

このことは、実兼の大いに焦慮するところであつたらう。彼がすでに二十九歳になつていた二女瑛子（昭訓門院）を龜山法皇宮に入れたのは、正安三年〇一三正月二十一日の後二条天皇踐祚（十七歳）の直前（十六日）だったのであつて、両統間の数度の皇位授受に、そのつど実兼の蔭の介入があつたことを思わせる。そしてまた彼のこのような大覚寺統への接近は、この時突如はじめられたはずはなく、すでにこの時以前にはじま

つていたと考えなければならぬだろう。

したがつて、永仁六年（正安三年正月の瑛子の龜山法皇宮入りの二年半前。為兼の佐渡配流の半年後）の伏見讓位・後伏見踐祚に引きつづく後宇多院皇子邦治の東宮立坊も、当時宮廷随一の實力者、前太政大臣関東申次実兼の、大覚寺統側と気脈を通じての、幕府へのはたらきかけによるものではなかつたかと疑われるし、さらに永仁二年のかの後宇多院の遊義門院掠取についても、よく考えてみると、持明院統伏見上皇の院政下に、後宇多院がとつたこの凶太い、強引な行動は、やはり実兼の暗黙の支持を得てのものだつたのではなからうか。

さて、以上述べてきたように、弘安八年・永仁二年・永仁六年に、遊義門院をめぐつて持明院・大覚寺兩統の間に生じた一連の出来事は、すべて、皇位継承・東宮立坊の問題にかかわるものであつただけでなく、その根柢には皇室領の伝領問題、もっと具体的に言えば、遊義門院が後深草院から伝領した長講堂領の一部（「伏見殿新御所」を含む）の、事実上の帰属問題がひそんでおり、またそれらのすべてに亘つて西園寺実兼の蔭の意図と力が大きくはたらいていたとみられる。

そこで、このことをふまえて、「とはすがたり」巻二、三に記された弘安二年の一連の行事・催し事を、あらためて振り返つてみると、それらはまさに右の弘安八年以降の一連の出来事の発端であり、いわば兩統（後深草・龜山兩院）の対立・抗争の長大劇の第一幕であつたと考えられる。

前諸節でみてきたように、「とはすがたり」に描かれた弘安二年の場合も、兩院の交歓の諸行事は、その場所——舞台——として六条殿長講堂や伏見殿がしきりに用いられ、（作者の隠蔽・臆化にもかかわらず）関白兼平の言動等からして遊義門院（「姫宮」）の姿が仄かに隠見し、ま

た実兼の画策の形跡がうかがわれるものであった（もちろん作品の表面上では、実名乃至官名（「西園寺大納言」等）で呼ばれた実兼の行動は、単なる後深草院の近臣としてのそれではない。しかし、それにしても、二条の御所出奔・隠遁・帰参・女兒との対面の出来事（二四六〜五一）▽、今様秘事伝授伏見殿御幸（二五三〜五六）▽、嵯峨大宮院御所御幸（三六二）▽、二条の御所退去（三七〇）▽等における彼実兼（「雪のあけぼの」と呼ばれた場合を含めての）の態度・言動は、先述（二の1）の私の推測を裏づけるものであるように思われる）。

本書巻二、三の第一プロットの諸記事の内容の眞の理解・解釈は、そこに仄めかされている二条―遊義門院―実兼の間柄の把握をぬきにしては、得られないだろう。

最後に、大宮院について書き添えておきたい。後嵯峨院妃大宮院姞子は、西園寺実氏の一女で、後深草・亀山両院の生母であり、東二条院の姉、実兼の叔母に当る。

後嵯峨法皇の崩御の折には、幕府は、皇位継承に関する法皇の遺志を、同女院に問い合わせたりしており、法皇崩後の宮廷にあって、同女院は大きい発言力・影響力を持っていたようである（八一―一〇）▽に、「さても大納言（雅忠）、たびたび大宮院、新院（亀山）の御かたへ、出家のいとまを申さるるに、おぼしめすしさいありとて、御ゆるされなし」とあるところによっても、そのことは知られよう。

同女院は、後嵯峨院とともに、かねがね後深草院よりも弟の亀山院を偏愛していたといわれるが、しかし法皇崩後の両院の不和には、何か責任のようなものを感じ、心を痛めていたらしく思われる。

かの、建治元年<sup>七五</sup>に、後深草院の亀山院に対する憤懣がつのつた際には、（源仁親王の立坊があつて、後深草院のその憤懣がやや収まった

ころを見はからつて）、前斎宮愷子内親王（同院の異母妹）との対面にかこつけて同院を嵯峨御所へ呼んで何やら説教し、またその折、話に出た妹東二条院の二条排斥について、後深草院に同意して二条の肩を持つたりもした。院還幸ののち、東二条院の使者がきて、院が二条を寵愛することについての非難の言葉を伝えた（一一二七〜三〇）▽。

前記弘安二年十月の両院の大宮院病氣見舞のための嵯峨御所御幸（二一六二）▽の場合も、女院は両院を前にして酒に酔い、愚痴とも説教ともつかぬ口説をならべ、「はては多ひなきにや、ふるき世々の御物語など出でて、みなうちしほれつち給ふに……」という有様であったが、これは両院の和解の行き悩みと、かの両院皇子女の縁組の不首尾を歎いてのことではなかつたらうか。そしてこの時も女院は、二条をかまいつけて、なぜか両院の還御の後も居残らせたが、そこへまたしても女院が二条を優遇したことを非難する東二条院の文がとどけられた。

（この建治元年と弘安二年の両度の後深草院の大宮院御所御幸には、両度とも実兼が参仕していた）。

弘安八年の春、大宮・東二条両女院の母、北山准后貞子の九十歳の賀が北山の西園寺第で催されたが、久しく里住みしていた二条は、大宮院のとりなしで、同女院女房として出仕し、後深草院や実兼はもとよりのこととして、亀山院の目にもとまった（「……新院、『雅忠卿むすめの歌はなど見え候はぬぞ』と申されけるに……」（八一三七四）▽。東二条院は、二条の歌を召さぬようにと准后貞子に釘をさしておいたという（東二条院より、歌ばし召さるると准后へ申されけるよし、うけたまはりし」（八一七四）▽）。

また作者は、「両院、東二条院、遊義門院いまだ姫宮にておはしませしも、かねて入らせ給ひけるなるべし」（八一七二）▽とさりげなく記している。そして先述のように、後宇多天皇の第一皇子邦治親王が、堀川具守

女の腹に生れたのは、この賀の第二日目であった。

大宮院が、当然予想される東二条院の反対をかえりみずに（東二条院はすでに五年余も前の弘安二年秋には、二条を院御所から放逐していた）、二条をこの賀宴に特に呼び出したことには、或る必然的理由があったのではなからうか。

同女院は、具守女基子が天皇の皇子を懐妊し、出産の日が迫っていることを知っていたであろうから、天皇と、二条が生んだ後深草院皇女皇子との結びつけを、あらためて思いめぐらし、北山准后九十賀の盛儀を機会に、気の毒な二条をそれとなく始子に会わせていたわろうという気持ちを持ったのではなからうか。

このようにみてくると、本書巻一―三にとりあげられた文永後期（同七年東二条院の出産、または同九年後嵯峨法皇崩御以来）から弘安八年に至るまでの宮廷におけるさまざまの出来事（それらの発端から一応の結末までの）、いうならば二条をヒロインとするこの一篇の現実のドラマ、の蔭の演出者の一人は、この大宮院始子だったのではないか、という疑いが生ずるのである。

### 結 び

#### 故 宮内三二郎教授略歴

大正 七年一月三〇日	鹿児島市に生まれる (本籍、鹿児島県日置郡田布施村)
昭和一〇年 三月	鹿児島県立第一鹿児島中学校卒業
昭和一三年 三月	第七高等学校造士館文科甲類卒業
昭和一三年 四月	東京帝国大学文学部国文学科入学
昭和一四年 四月	同大学文学部美学美術史学科へ転科
昭和一六年二月	同 右 卒業
昭和一七年 二月 一日	応召（北満・南方方面を転戦）
昭和二一年 七月 二日	復 員
昭和二二年 四月三〇日	鹿児島県立第一高等女学校嘱託
昭和二三年 四月 一日	鹿児島県立鶴丸高等学校教諭
昭和二六年 五月一六日	鹿児島大学教育学部講師
昭和二八年 四月 一日	同 右 助教授
昭和四九年 五月 一日	同 右 教授
昭和五〇年一〇月二〇日	中世文学会出席途上、京都市において死亡

故宮内三二郎教授研究業績

美学と言葉

昭和30・3 『美学』第二〇号

「判断力批判」における「判断」と「感情」(I)

昭和33・12 『鹿児島大学教育学部研究紀要』第一〇巻

同右 (II)

昭和33・12 同右

同右 (III)

昭和34・12 同右 第一巻

同右 (IV)

昭和34・12 同右

「判断力批判」の「形式」概念

昭和36・12 同右 第三巻

「判断力批判」の課題

昭和37・12 同右 第一四巻

続・「判断力批判」の課題

昭和38・12 同右 第一五巻

カントの美の思想について

昭和39・3 『美学』第五六号

「表出と形式」

昭和41・7 『美学』第六五号

フィードラーとハイデカー

昭和43・12 『美学』第七五号

徒然草「序—三〇段」の成立

昭和46・5稿 私家版

兼好法師と増鏡——増鏡の作者は兼好ではあるまいか——

昭和46・9稿 私家版

「増鏡」の原形態——二〇巻本が原形に近い——

昭和46・10稿 私家版

増鏡と西園寺家——増鏡は西園寺家々門史である——

昭和47・1 『国語国文・薩摩路』第一六号

「徒然草」の作品形態

昭和47・6 『美学』第八九号

兼好と名子——「徒然草」と「竹むぎが記」——

昭和47・12稿 私家版

徒然草の執筆年代について

昭和48・2 『国語と国文学』第五〇巻第二号

徒然草の執筆年代について(I)

昭和48・3 『鹿児島大学教育学部研究紀要』第二四巻

同右 (II)

昭和48・3 同右

徒然草「常縁本」の章段配列

昭和48・3 同右

徒然草諸段執筆年時考証

昭和48・5 『中世文学』第一八号

徒然草と増鏡

昭和48・11 『文学』第四一巻第一一号

「増鏡」の成立年代

昭和49・3 『鹿児島大学教育学部研究紀要』第二五巻

「増鏡」と「思ひのまゝの日記」

昭和49・3 同右

徒然草の鑑賞(第二三七段、第二四三段)(徒然草講座)第三巻収)

昭和49・10 有精堂刊

「とはすがたり」年立の再編成——「とはすがたり」異説 その1——

昭和50・3 『鹿児島大学教育学部研究紀要』第二六巻

「とはすがたり」の作者と遊義門院——「とはすがたり」異説——

昭和50・5 『文学』第四三巻第五号

「とはすがたり」の作者と「有明の月」——「とはすがたり」異説——

昭和51・3 『国語と国文学』第五三巻第三号

続・「とはすがたり」の作者と遊義門院——「とはすがたり」異説 その2——

昭和51・3 『鹿児島大学教育学部研究紀要』第二七巻